

総務市民常任委員会会議録

〔令和5年3月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和5年3月6日(月)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	議案 第1号	筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課	4
	議案 第3号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	11
	議案 第5号	筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	22
	議案 第16号	令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	国保年金課	25
	議案 第26号	令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について	国保年金課	32
	議案 第4号	筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	47
	議案 第18号	令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について	国保年金課	53
	議案 第30号	令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について	国保年金課	54
	議案 第2号	筑紫野市住宅新築資金等公債償還積立金条例の全部を改正する条例の制定について	人権政策・ 男女共同参画課	57
	議案 第27号	令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	人権政策・ 男女共同参画課	60
	議案 第15号	令和4年度筑紫野市一般会計補正予算(第10号)について	財 政 課	62
	議案 第25号	令和5年度筑紫野市一般会計暫定予算について	財 政 課	72
	議案 第20号	令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算(第1号)について	管 財 課	82
	議案 第32号	令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について	管 財 課	84
	議案 第21号	令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算(第1号)について	管 財 課	87
	議案 第33号	令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算について	管 財 課	89
議案 第22号	令和4年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算(第1号)について	管 財 課	92	

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和5年3月6日(月)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	議案 第34号	令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について	管 財 課	94
	所管事務 報告	地域公共交通について	企画政策課	99
	所管事務 報告	令和4年度行政評価の運用結果について	企画政策課	103
	所管事務 報告	総合計画の策定について	企画政策課	106
	所管事務 調査	会計年度任用職員制度について	人 事 課	113

令和5年第1回（3月）筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和5年3月6日（月）午前8時58分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	波多江 祐介	副委員長	八 尋 一 男
委員	横 尾 秋 洋	委員	辻 本 美惠子
委員	鹿 島 康 生	委員	坂 口 勝 彦
委員	段 下 季一郎		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（7名）

議員	山 本 加奈子	議員	城 健 二
議員	上 村 和 男	議員	阿 部 靖 男
議員	白 石 卓 也	議員	西 村 和 子
議員	宮 崎 吉 弘		

○出席説明員（20名）

企画政策部長	桑 野 晋 一	企画政策課長	中 尾 泰 明
企画政策担当係長	齊 田 誠	人事課長	永 田 貴 也
行政担当係長	吉 田 浩 隆	人事担当係長	中 村 淳 二
総務部長	宗 貞 繁 昭	財政課長	鶴 川 和 宜
財政担当係長	尾 形 基 貴	財政担当主任	原 田 裕 介
財政担当主任	伊 龍 志保美	管財課長	永 利 俊 美
管財担当係長	永 田 裕 二	人権政策・男女共同参画課長	谷 典 士
人権・同和政策担当係長	前 田 大 輔	市民生活部長	杉 村 真 子
国保年金課長	高 口 修	国保担当係長	田 川 誠
医療年金担当係長	横 尾 茂 幸	国保担当主任	泉 圭一郎

○出席事務局職員（3名）

局 長 嵯 峨 栄 二
主 任 松 崎 直 子

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前8時58分

○委員長（波多江祐介君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして、本常任委員会に平井市長がお見えですので、一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

平井市長。

○市長（平井一三君） 皆さん、おはようございます。総務市民委員会の波多江委員長、それから八尋副委員長はじめ委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な御議論をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

本日は、本定例会の総務市民委員会として、条例5件、一般会計暫定予算を含む新年度予算7件、補正予算6件、合計18件の議案の審査等をお願いいたしております。

これらの議案につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようによろしく願います。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時00分

再開 午前9時00分

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に4名の議員が傍聴に出席していますので、御報告しておきます。

皆様に念のために申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言いただきますようお願いいたします。

また、傍聴者の皆様へ、コロナ感染症予防の観点から、私語はお控えいただきますようお願いいたします。

なお、改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めていきます。

議題に入ります前に、桑野部長がお見えですので、出席の職員の方の御紹介も併せてお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） 改めまして、おはようございます。

まず、議案第1号、議案名、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします職員を御紹介いたします。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） 人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第1号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第1号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、提案内容補足説明書の3ページをよろしくお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、管理職手当及び管理職員特別勤務手当の2項目について、国家公務員の制度に準じまして改正をさせていただきたいと提案をさせていただいているものでございます。

まず、管理職手当でございますが、これまで管理監督の地位にある職員に対して、給料月額に一定割合を乗じた管理職手当を支給しておりましたが、その職員の職務・職責を端的に反映するために、国家公務員の制度に準じまして職責に応じた定額での支給に改めさせていただきますというものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当については、管理監督職員の週休日当に災害対応のような臨時緊急的な業務のために勤務した場合に支給するものでございますが、こちらも国家公務員の制度に準じまして支給水準を改めさせていただきたいというものでございます。

条例の具体的な改正内容についてですが、まず管理職手当につきましては、現行の給料月額に規則で定める支給割合を乗じて得た額を支給する定率制から、職務の級における最

高の号給の給料月額100分の25を超えない範囲において、規則で定める額を支給するという定額制に改める内容となっております。

次に、管理職員特別勤務手当についてですが、提案内容補足説明書の4ページをお願いいたします。

現行は、週休日または休日の勤務、週休日以外の日の午前0時から午前5時までの勤務とともに、4,000円を超えない範囲で規則に定める額を支給しているものを、週休日及び休日の勤務については8,500円を超えない範囲で規則で定める額を、週休日以外の日の午前0時から午前5時までの勤務は4,300円を超えない範囲で規則に定める額を支給するものにそれぞれ改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日といたします。

続いて、議案について御説明をさせていただきます。

議案書の13ページと、提案内容補足説明書の5ページからの新旧対照表をお願いいたします。

条例の第17条の2において、管理職手当の支給について規定がされており、定率制で支給をする規定を削除し、第2項として定額制で支給する規定を加えるものでございます。

次に、条例第17条の3において、管理職員特別勤務手当の支給について規定がされており、第3項で定める手当の金額について、第1号で週休日及び休日に勤務した場合の金額を定め、第2号で週休日以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合の金額を定めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 1点あるんですけども、この改正前と改正後で、例えば想定される市の追加で支出が必要となる予算額の想定というのはどのくらいになるんですか。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） こちら、規則で定めるということにさせていただいておりますが、国家公務員と同様の制度を導入した場合というところで申し上げますと、年間で400万円ほど人件費が増えるという形になります。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） その、職員の職務・職責を端的に反映するため、職責に応じた定額での支給に改めるというところで、具体的な例えば管理職の方はたくさんいらっしゃる中で、どういうふうにその職員の職務・職責を反映する定額が決められるのかというのが1点と、その改定後の、今100分の25を超えない範囲内においてという、この100分の25、今の最後の御説明でいけば、国家公務員の制度と同じで決められているのかなというところですが、この規則で定める額というのが毎年改定されていくのかどうか、この三つというか、ほぼ二つですね。

それと、特別勤務手当の勤務1回につき8,500円というこの根拠ですね、8,500円という決められた数字の根拠。それと、100分の150を乗じるというこの150の根拠というか、何によるのかというところ。それと、最後の4,300円ですね。つまり、ここに現れてきている数字の根拠は何によるのかというのの説明が、今の御説明の中では恐らく国家公務員に準じるということなのかなという想定しかできないので、根拠を改めてお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 5点質問があったかと思います。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず1点目ですが、職務・職責を端的にどのような形で反映するのかというところでございます。まず、管理監督職というところで、どういう職員が管理職手当の対象になるのかというところでございますが、課長級以上の職員がこの手当の対象になります。具体的には、部長職それから課長職、それから保育所長と。あと、細かく言うと、参事とかという今現在配置していない職務というところもあるんですけども、それぞれ給料表におきまして職務の級というものが設定されております。例えば、部長職でいえば7級、課長職でいえば6級、保育所長も6級でございますが、その級に合わせて国のほうが示しております国家公務員の場合の管理職手当の金額というところがございまして、それをそのまま当てはめて適用をさせていただきたいと考えております。

まず、これが端的に反映するのかという、今回の改正の趣旨については、これまでの定率制であれば同じ部長職、課長職でありましても、その給料の月額がそれぞれの年齢によって金額が異なるものですから、それに一定の支給率を掛けると、管理職手当の額も人によって異なるということが生じております。その点において、例えば部長職であれば月

額の給料が違って求められる職務・職責というのは同じだろうと。その職務の責任についてを、管理職手当にどう反映すべきなのかというところにおいて、国のほうからも定額制を導入するようにと指摘を受けておりますので、今回提案をさせていただいているところでございます。

それで、規則で定める額は毎年改正するのかというお話でございますけれども、この点につきましては、先ほどから繰り返し申し上げているとおりでございますが、国家公務員の制度に準じて金額の水準を改めさせていただきたいと考えておりますので、国家公務員のほうの制度で金額の見直しがされれば、それに合わせて今後改定を行っていくという想定はしておりますけれども、当面の間については恐らく改定はないんじゃないかと考えておりますので、国家公務員の動向を見ながら対応をしていきたいと考えておるところでございます。

それから、特別勤務手当のほうの話でございますが、8,500円、4,300円等々の根拠についても、これも繰り返しにはなりますが、国家公務員の制度に準じたところで金額の設定を行わせていただきたいという中身になりますので、個別具体的な8,500円の根拠をどこから持ってきているかというところになりますと、国家公務員の制度に倣ったところで制度の見直しを行わせていただきたいという中身でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 何によるかというところで、国家公務員の制度そのままかなと思って、タブレットで国の制度を調べたんですが、難しい職務をこなすときに、それを勘案するみたいなことがちょっと書いてあったんですが、今の決め方というか、この人に今までどおり皆同じだったら同じ部長手当がつくようにというところだけど、じゃあ、それぞれの部長さんの職務の差みたいなところで、また勘案するところがあるのかどうか、それはないんですか。

国家公務員法のところには、そういうふうに難しい職務をこなすときには、ちょっと考えるみたいなことが書いてあるというところでは、どうなのかなという。この人にはこんな金額、この人にはこんな金額というのが、非常に曖昧な、曖昧という表現は悪いんですけど、みんな差があると。

前なら、給与そのものに率を掛けるので、誰が見ても分かりやすいというところで、今度から適用される金額がそれぞれに変わってくるというところがもしかしてあるのであれ

ば、それはどういうふうに決められていくのかなというのをちょっと思ったので。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） ただいまの御質問につきましては、まず部長級、課長級それぞれで金額の設定を、職責によってというか、例えば企画政策部長が幾ら、総務部長が幾らとかという形で金額に差をつけるのかという御質問だと思うんですけども、現在のところ、部長職の中で差をつけるとか、課長職の中で差をつけるとかという形の定額制というのは想定をしておりません。自治体によってはそのようなやり方を取っているところというのも一部ございますけれども、大半の自治体の動向を見ると、一律部長級であれば同額、課長級であれば同額という形になっておりますので、本市におきましてもそのような形で、差をつけない形で運用をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、国家公務員法に書かれている難しい職務をこなすときには勘案するみたいな、それは筑紫野市ではやらないということなんですね。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） そうですね、まあ難しい仕事というところの区分けというか、難易度というところについては、部長級と課長級、それぞれで違いがありますので、部長に対しての金額、課長に対しての金額という形で差をつけるということで対応したいと、それで反映しているというふうに考えますので、同じ職責の職員の中で差をつけるということは現在のところ考えておりません。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 4ページですけど、管理職員特別勤務手当のところの、臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により勤務した場合に支給と書いてあるんですけど、この緊急の内容とその他というのは具体的にどういった勤務の内容ですか。

それと、これは年間を通して、やっぱり緊急なのでちょっと予測はできにくいとは思いますが、大体年間的に多いのか少ないのかというのを確認したいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） この臨時・緊急の必要、その他の公務の運営ということにつ

きましては、基本的に災害対応というところが一つ大きなところであるかなと思っております。現在、それ以外に何を想定するかという部分については具体的にはございませんが、これまでの例を見て申し上げますと、直近で言えば新型コロナ対応というところで緊急的に業務に当たったとか、あるいはコロナのワクチン接種業務に管理職が接種会場に入って業務に当たったとかいうところについては、この手当の適用をするように運用しておりますので、今後につきましても突発的に発生する業務の中で、この手当の支給の対象になるのかどうかというところを個別に判断していく形になるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

最後に私から一つ、この基準の見直しは、なぜ今回のタイミングだったのか。何かしら基準が変わったわけではなくて、支給の手当を国家公務員の給与に準じるように制度を構築しています。特勤についても支給基準を改めるということなんですけど、これまでにも見直しをなさったり、先ほどコロナの話がありましたが、なぜこのタイミング、この時期だったのでしょうか。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） なぜ今回のこのタイミングでという御質問だろうと思うんですけれども、この管理職手当の定額化につきましては、従来より国のほう、県のほうから定額化を行うようにというような指摘は受けておったところでございます。

職員の給与制度全般のお話にもなるんですが、例えばこれまでも取り組ませていただいた時間外勤務の単価の見直し、あるいは55歳の昇給停止とか、人事評価制度の導入だとかという、いろいろな給与制度の課題の中で、一つ一つ整理をしてきている経過がございます。

その中で、やはり一般の職員に影響がある部分というところを優先して取り組ませていただいております。一定そこが全て整理がついたというところで、職員の一部である管理職以上の職員しか影響が出ない管理職手当関係については、ほかの制度が一定整理がついたというこのタイミングで、今回見直しをさせていただきたいと提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第1号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第1号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

説明職員の方の入替えのため、休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前9時20分

再開 午前9時21分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

杉村部長がお見えですので、出席職員の御紹介も併せてお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部長の杉村真子でございます。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、説明順に申し上げて、議案第3号、5号、16号、26号、4号、18号、30号の7件でございます。なお、途中で説明する職員の入れ替わりをさせていただきます。説明資料も作成しておりますので、御準備いただければと存じます。

それでは、議案第3号、5号、16号、26号を担当しております国保年金課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○国保年金課長（高口 修君） おはようございます。国保年金課長をしております高口です。よろしくをお願いいたします。

○国保担当係長（田川 誠君） おはようございます。国保年金課国保担当係長の田川と

申します。よろしくお願いいたします。

○国保担当主任（泉 圭一郎君） 国保担当、泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第3号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を議題といたします。

執行部から説明をお願いします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第3号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は17ページ、提案内容補足説明書は8ページです。

まず、提案内容補足説明書に沿って御説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、本市における国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、筑紫野市国民健康保険税の税率等を以下のとおり改定するものです。

本市国民健康保険事業においては、医療費適正化や収納率向上の取組により、歳出抑制、歳入確保に努めてきております。また、令和2年度から令和4年度に税率改定を行うことにより、税収増加を図り、収支の改善を行ってまいりました。

しかし、被保険者数が減少傾向にあることや、被保険者の高齢化及び医療技術の高度化による1人当たり医療費の増加、後期高齢者支援金分納付金の増加などにより、不足する財源を一般会計から繰り入れなければならない厳しい財政状況が見込まれます。

このような中、本市における国民健康保険事業の安定的な運営を図っていくため、筑紫野市国民健康保険税の税率等を改定するものです。

ここからは、別で作成しております資料のほうで条例改正の内容を説明させていただきます。事前にお渡しいたしました筑紫野市国民健康保険税条例の改正について、横判のこの資料を御覧いただきよろしいでしょうか。

それでは、御説明させていただきます。

めくっていただきまして、2ページになりますが、①筑紫野市国民健康保険の運営状況について、②条例改正の内容、③加入者の年間税額への影響について、順を追って御説明いたします。

①筑紫野市国民健康保険の運営状況について。

4ページをお開きください。

国保加入者数と1人当たり医療費の状況を示したグラフになります。国保加入者数を表しています青色の折れ線グラフですが、近年国保加入者数が減少しておりますのは、団塊の世代が後期高齢者に移行していることによります。しかしながら、新型コロナウイルスの影響が残り、離職による国保加入者も前年度より減ってはいるものの一定数いるため、減少は鈍化しています。

また、赤の折れ線グラフの1人当たり医療費については、高齢化による受診頻度の増加や治療費の高額化などにより、1人当たり医療費の増加が続くと予測されています。

5ページに移ります。財政運営の安定化について向けた取組について、御説明をいたします。5ページ、6ページの、1から5の取組を総合的に推進することにより、国保財政の安定化を図っているところです。

では、順を追って御説明いたします。

1、医療費適正化の取組を行っております。診療報酬明細書（レセプト）の点検につきましては、令和3年度の効果額が614万1,000円、前年度比で47万5,000円増となっております。第三者行為の求償額につきましては、令和3年度2,160万8,000円、前年度比で223万1,000円の増額となっております。続きまして、ジェネリック医薬品の利用促進を行っております。医療費削減効果は、令和3年度2億7,164万円の効果が上がっております。

続きまして、2、医療費抑制を目的とした保健事業を実施しております。令和3年度の特定健康診査受診率は、前年度比2.1ポイント増の30.4%、令和3年度、特定保健指導の受診率は前年度比8.5%ポイント増の44.0%、また、健康づくりポイント事業は、令和4年度の参加者が前年度より129人多い725人となり、健康づくりに関心を持つ人が増えている状況となっております。

続きまして、3、収納率向上に向けた取組（督促・催告、納付相談、財産調査、滞納処分等）を行っております。収納率は、令和3年度実績で94.69%、前年度比で0.9%増えています。差押えや電話催告、ファイナンシャルプランナーの納税相談も効果を上げているところです。続きまして、6ページに移ります。ほかにも納付方法を拡大し、令和3年度からスマートフォンアプリでの納付を開始、また口座振替の推進として勧奨チラシの封入等を行っております。

続きまして、4、国保運営の適正化推進や保健事業の積極推進による交付金の獲得にも力を入れております。調査研究を行いまして、保険者努力支援交付金や県繰入金の交付金

の追加獲得に成果を上げております。実績額については書かれてあるとおりになります。

5、保険税の税率改定について。令和4年度税率改定を行ったことにより、前年度比で1億1,900万円の増収を見込んでおります。

これら、1から5の取組を総合的に行ったため、国保財政運営の安定化に向けた効果が現れ、令和4年度は一般会計からの赤字繰入れが一旦解消される見込みとなっております。

次に、7ページを御覧ください。

しかしながら、県に納める国保事業費納付金は、1人当たり医療費の増加等により毎年増加しております。県の算定に基づきますと、令和5年度はおよそ1億円増加する見込みになり、財源不足が生じることとなります。今回の税率改定を提案する理由は、ここにあります。

続きまして、②条例改正の内容。9ページを御覧いただきよろしいでしょうか。その国保事業費納付金と保険税の関係を御説明させていただきます。

平成30年度の国保制度改革により、県に納める国保事業費納付金を支払うための財源として、国保税を徴収するようになっております。この国保事業費納付金といいますのは、県が医療給付費の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を国民健康保険事業納付金の額として市町村ごとに決定をしているものです。

国保事業費納付金を納める際に、赤字を出さないための標準的な水準として、毎年県から標準保険税率が示されており、今回の税率改定はこの標準保険税率に基づいているものです。この税率・税額の改定の内容につきましては、前段におきまして筑紫野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問いたしまして検討いただいた結果、赤字を発生させないために県が示した標準保険税率に基づいた改定をすることが適当とする答申を受けているところでございます。

10ページをお開きください。

今回の条例改正の内容についてですが、医療給付分、所得割7.2%を7.32%に、この表は、上が令和4年度、下が令和5年度の税率改定予定の案となっております。続けます。均等割額2万5,000円を2万7,200円に、平等割額2万5,000円を2万5,900円に改正いたします。

また、後期高齢者支援金分、所得割2.4%を2.66%に、均等割額9,100円を1万800円に、平等割額8,600円を9,700円に改正をいたします。

介護納付金分、所得割2.68%を2.44%に、均等割額1万6,700円を1万6,400円に改正す

るものです。

以上の国保税率額改定案を示している表となっております。

その下の11ページは、国保財政の流れについて提示をしているところです。また、12ページには、用語解説、13ページの国保税の計算方法は、参考資料としてつけさせていただいております。

続きまして、14ページ、③加入者の年間税額への影響についてです。

15ページを御覧ください。加入者の年間税額への影響についてです。モデル世帯に当てはめた場合を例に算出をしております。

税率改定した場合、令和5年度保険税がモデル世帯でどのようになるか、令和4年度と比較した表となっております。

世帯構成、人数や年齢構成ですね、それと所得額につきましては、世帯ごとに異なりますので、イメージしやすいように四つのモデル世帯での影響額をお出しているところです。参考例として御覧いただければと思います。

本市の国保の世帯構成人数ですが、約1万2,800世帯ございます。その中で1人世帯が約60%、2人世帯が30%、3人世帯が約6.5%、4人世帯が約2.2%、5人以上が約1.2%と、1人世帯というのは半数以上となっているところです。

最後に、一番後ろの資料になりますが、県内29市の保険税率比較表を添付しております。保険税率額が筑紫野市よりも高い自治体と低い自治体で色分けをしているところです。これも参考資料としておつけをしております。

最後になりますけれども、ほかの市町村国保や社会保険においても、状況に応じて税率を改正しているところです。先ほど申しました国保運営協議会からの答申におきましても、税率改定はやむを得ないとした中で、収納率向上に向けた取組をより一層行うことと、市民への周知を適切に図ることへの附帯意見を頂戴しています。広報やホームページ等で周知させていただくとともに、丁寧な問合せ対応を国保担当職員一丸となって取り組んでいく所存でございます。

以上で、議案第3号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 資料をたくさん頂いてありがとうございます。一番最初に気がついたので、この改正内容の補足説明の一番下のところ、介護納付金の所得割が2.68%を2.44%に、均等割額を1万6,700円を1万6,400円に改正ということで、今後は下がるんだなと思ったんですが、改めて最後の今頂いたカラーのページを見てみると、そういうふうにしたところで筑紫野市よりも低いところのほうがまだ多いのかなというところでは、筑紫野市がなぜ介護納付金分を下げたところで、まだよそよりも若干高いのかというところはなぜなのか、ちょっと説明いただけたらと。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 最後におつけしております29市の保険料の比較ですけども、筑紫野市よりも高いところ、低いところとあります。先ほどお話しいたしました納付金を賄うための標準保険税率に筑紫野市は合わせて改定を行っているところなんですけども、その率、額というのは、市によって人口並びに所得等も状況が異なっていますので、その市その市で納付金も違いますし、標準保険税率という県から提示される率、額も異なっていますので、一概に筑紫野市がこの表において高い、低いということで、もっと上げなければいけないというような形の資料ではありませんで、あくまでも県内の市町村の状況で、筑紫野市がどの状況、区分にあるかというところをお示した表となっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今の説明は理解できないんですけど、なぜ筑紫野市が介護納付分だけが要するに高くなるのかというところで、今言われた幾つか県が示す要素があるというところの、何と何が影響して筑紫野市はよそよりも介護保険の納付分が高くなるのかという、何と何が原因なのかを示していただけたらいいんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 筑紫野市が介護納付金分が他市に比べて比較的高い税率になっているということでございます。

この介護納付金分につきましては、この間令和2年、3年、4年度と税率を改正させていただいておりますけれども、以前から介護納付金分についてはずっと財源が足りていない状態が続いておりました。例えば、令和4年度であれば、大体3,400万円ほど不足しておりましたので、令和4年度の税率改定におきましては、先ほど課長が申し上げましたと

おり、県が定めます標準保険税率に基づきまして、不足が生じないように税率を改定させていただきますところでは。

それでもなお他市と比較いたしましたら、筑紫野市の場合2.68%と所得割がなっておりまして、ほかの市と比べても高い状況ではございます。これはやはり、あくまでも県が示した標準保険税率に基づいたという結果にはなるんですけども、この標準保険税率を算定するに当たりましては、介護納付金分を納めます筑紫野市の2号被保険者、いわゆる40歳から64歳までの方の人数とか所得、世帯構成、そういったものが勘案されます。それに基づきまして計算された結果、このような数字となっております。

今回、御提案させていただいています令和5年度の税率につきましては、令和4年度より若干下がるようになっておりますけれども、これは先ほど言いました筑紫野市の2号被保険者の所得が、前年よりも6,000万円ほど上がるという県の見込みでございまして、所得が上がるということは所得割が下がるという形になりますので、今回は令和4年度よりも介護分については税率が下がるということになります。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この改定によって、どのくらいのプラスになって、それとルール外というか、その赤字補填の分が解消されるのかを示してほしいなということが1点と、大体どの辺が一番理想とする料率になるのかというところなんだけど、特に今言われているのは、日本経済、この30年間ぐらい個人の所得が減ってきて、もう韓国にも抜かれる、台湾にも抜かれるということで、もう日本の経済というのはものすごく下がってきてるんだけど、その辺から見て、この保険料ががんがん上がってくると、それだけやっぱり家庭の所得が減ってくるという形になってくるんですけど、なるべく健康保険の分というのがどう判断したらいいのかなという気がするんですね。

だから、いろんな形で各個人ごとというか、家庭ごとによっても違うんでしょうけど、かなりの保険料の負担が出てきておる、それだけさっきから言われるように医療制度もかかってきて、いろんな形が出てきとるんでしょうけど。

もう一つ、私たちが病院にかかるときに、ジェネリック医薬品を当たり前のように使われる病院と、それはあんまりしなくて通常の医薬品を勧められる、特に病院によってジェネリックを使うことで収入が下がってくるということが背景にあるのかなと思うんですけど、その辺だけ状況を教えてくださいませんか。

○国保年金課長（高口 修君） ちょっと休憩をよろしいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時48分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 横尾委員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

今回の税率改正について、保険税の予算を約4,366万4,000円増というふうを考えておるところでございます。あわせて、どういうふうな保険料率というのをしていくのが一番いいのかということでの質問だったと思いますが、やはり県の保険税率に合わせて、筑紫野市の財政状況も鑑みながらやっていくのが一番ベストではないかなというふうに所管として思っているところですが、またそれにつきましては、国保運営の協議会もございまして、そちらに諮りながら、またこの議会にもお諮りしながら検討してまいりたいと思っているところです。

あと、ジェネリック医薬品の啓発等については、横尾委員からも常々御意見を頂戴しておりますので、本市としましても啓発等をしっかりと進めているところでございますので、さらに周知徹底を図っていきたいと思っているところでございます。

このような回答でよろしいでしょうか。

○委員（横尾秋洋君） 分かりました。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 戻りますけど、さっきのことをまだ理解できていないので、介護納付金分がそもそも他市より高いのはなぜかというところの説明が、県の標準納付基準というんですかね、基準によれば40歳から64歳の2号保険者の収入が6,000万円ほど上がると、それによって所得割が増えるからというその説明と、そもそも何で筑紫野市の介護納付金分が要するに足りていなかったのか、介護納付金分が足りていなかったのはなぜなのかという説明をいただいて、そのことがなぜ県の標準納付税率に影響して、こういうふうに変えてきて、それでも今回は下げている、それでもよそより高いという、その辺のロジックというか、ちょっと分からないので。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前9時50分

再開 午前10時07分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、先ほどの辻本委員の御質問の回答をお願いします。

田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 再度、筑紫野市の介護納付金分の税率が高いという理由について、御説明させていただきます。

まずは、筑紫野市の保険税率につきまして、令和4年度は大幅に改正をさせていただきましたけれども、それ以前、令和2年度、3年度につきましては、介護納付金分は上げ幅が少なかったものでございます。そのため、ずっと財源不足自体は生じておりました。ですので、それをカバーするためには、ある一定程度所得割などを上げないといけないというところで、この率が大変上がっているところでございます。

それからもう1点ですが、ほかの市におきましては、所得割、均等割のほかに平等割というものがございまして、平等割は一世帯に対してかかる金額でございます。これは筑紫野市にはございません。これが、福岡市や北九州市などはございまして、この平等割がある関係で、筑紫野市の例えば均等割につきましてはほかの市よりも高くなっていると、逆に申し上げますと、この平等割がある市におきましては、均等割が低く抑えられるという側面がございますので、筑紫野市は他市と比較しましても均等割などが高く設定されているところでございます。

また、被保険者構成について申し上げますと、筑紫野市は現在1万9,500人ほど加入者の方がいらっしゃいますけれども、介護納付金分を負担する2号被保険者の方が約5,300人ほどでございまして、他市よりもその割合が低い傾向にございます。そのため、介護納付金分全体として、税率、税額等が高めに設定されているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 何かほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今のはいいとして、最後の15ページ、モデル世帯による例を出

していただいたんですが、先ほど年間税額への影響は4,330万円と言われたんですが、例えばこのモデルで一番上の1人世帯、ここが多いと、60%ぐらいと言われたのかな、で、この金額で、2人世帯の30%の方がこの金額で何人ぐらい、所得400万円の方が2.2%ぐらいだったかな、3人世帯が6.5%、それぞれ言われて、5人家族が1.2%、一番下の2人世帯で、これは年金というところで所得150万円の方が何世帯……。〔「1.2」と呼ぶ者あり〕1.2%ね、いや1.2%は5人でしょう。で、合計して4,330万円になるというその各モデル別の金額を言っただけならいいかなと思っています。

特に問題なのは、所得150万円の年金世帯で15万3,000円払うというのはちょっと大き過ぎじゃないかなという気もしなくはないんですけども、いずれにしてもその4,330万円の内訳がモデル世帯別に分かればお知らせいただきたい。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

—————・—————
休憩 午前10時12分

再開 午前10時29分
—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最初に御報告しておきます。

追加で、議員3名の方が傍聴に参加されておりますので、御報告しておきます。

それでは、杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 先ほど私が、税収見込みが新年度予算で4,300万円というふうに申し上げましたけれども、その分だけちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど7ページで、国保条例の改正について、カラー刷りの分の横書きの資料の7ページで、納付金が約1億円増えますよということで高口課長が説明しておりますけれども、国保税についても約1億円税収増は見込んでおります。

ただ、国からの交付金と軽減世帯の分とかもございまして、それをプラスマイナスいたしまして、新年度につきましては先ほど申し上げました約4,300万円の国保税の増ということに訂正をさせていただきたいと思えますので、申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 続いて、辻本委員の御質問の、資料15ページについてのからの

質問だったと思います。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 資料15ページのモデル世帯による例の表になりますけれども、辻本委員おっしゃってありましたけれども、このモデル世帯による例というのは、比較が分かりやすいように記載をさせていただいているんですけれども、この税額というのが、こういった1人世帯でそれぞれ所得もばらばらですので、それを積み上げて税額を決めているわけではなくて、納付金に合わせて全体から計算する仕組みになっておりますので、この一つ一つ、1人世帯の所得が幾ら、その人たちを積み上げてという形ではなくて、全体の納付金に合わせて計算する仕組みとなっておりますので、この内訳というのはいりません。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに御質問のある方は。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） じゃ、この15ページの表の8,100円、1万5,700円、2万2,100円、そして1万200円、これをずっと書き出していったら、さっき部長が言ったように1億円ありますよという感じになるんですかね。ちょっとその辺を。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） おっしゃるとおりで、まさしく納付金額に合わせて計算をしておりますので、その逆も言えるということで、おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 私から質問していいですか。

上げない、もしくは今の金額でない上げ方、まあいったら個人の方が負担するのをもう少し例えば減らすとか、そういったことはできるんですかね。例えば、市の判断というか。

○市民生活部長（杉村真子君） そうすると、赤字繰入れというのが発生してきますので、そうするとまた県全体で赤字のところについては、赤字解消に向けて指導するように県からも方針が出ておりますので、赤字をなるべく出さないということが大前提になってまいりますので、申し訳ありませんが、その辺りを御理解いただければと思います。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今の考え方で、逆に言うと各市町村の財政力だろうと思うんよね。非常に厳しいところは、もう出せませんから絶対上げないかと。ところが、ちょっと余

裕があるところは、このくらいちょっとは我慢しといてもいいなど、あと二、三年置いて、そしてまた改定すればいいよなど。だから、そういう自治体の財政力の強さがあったとしても、県は一律でそういうふうな指導をしているんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 赤字の繰入金につきましては、自治体ごとに、例えば一般財源に余裕があって繰り入れることができますよというところももちろんあるかと思えます。ただ、国保会計につきましては、基本的に独立採算が原則でございます。国保でかかった医療費などにつきましては、国保税で賄うというのが原則になっておりますので、そこは通常は一般会計から繰入れはあり得ないといえますか、ないということが国の考え方に今なっております。

ですので、今、赤字が発生している市町村が県内でもまだございますけれども、それぞれに県から指導が入っております、基本的には令和5年度までに赤字を解消しなさいという指導が入っております。で、筑紫野市もその指導の中に入っております、令和5年度までに必ず赤字を解消しないとイケないということになっておりますので、今回につきましてもやむを得なくですけれども、税率改定の御提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 県からの指導があっているということなんですけれども、従わないとか、何というんですか、達成できなかった場合のペナルティーというのは何かあるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 直接的なペナルティーというのはございませんけれども、赤字が発生することによりまして国からの交付金が減らされるということがございます。そのときは収入が減ることになりまして、結局収入が減るとことはまた赤字が増えるという悪循環になっていくということになります。

それからもう一つ申し上げますと、福岡県内で赤字の市町村があることによりまして、福岡県に入ってきます国からの交付金というものが減らされるようになります。そうしますと、県全体の交付金が減らされますと、先ほど申し上げました国保事業費納付金が県全

体の分が増える形になりますので、それを60市町村で案分して分け合うことになりまして、結果的に筑紫野市の納付金がまたさらに増えるということになりますので、そういった影響が出てくるということでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時41分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁で終わっておりますので、ほかに質疑がある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第3号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論される方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

ただいまから採決を行います。

議案第3号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第5号、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は23ページ、提案内容補足説明書は30ページになります。説明につきましては、事前に配付させていただいております資料に基づき説明をさせていただきます。こちらのA4の横判の資料になります。

では、御説明させていただきます。今回の条例改正の趣旨ですが、国民健康保険法施行令の改正により、出産にかかる費用負担を軽減し子育て世帯を支援するため、国保制度において出産育児一時金の支給額を増額するものです。

対象者は、出産した国保被保険者の世帯です。令和3年度は52件ございました。

内容としましては、現行40万8,000円へのところを、48万8,000円に増額するものです。産科医療補償制度加入の医療機関での分娩の場合は、42万円から50万円に改正されます。

ちなみに、産科医療補償制度は、下のところの米印に書いておりますが、出産の際に重度脳性麻痺になった子供とその家族に補償金を支払う制度となっております。

最後に、本条例の施行日は令和5年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、お願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この条例の新旧対照表で、前のところから書いてあったんですけど、必要があると認めるときは3万円を上限として加算すると書いてあるんですけども、これは産科医療補償制度の、この保険料の分のことを指しているのかというのを疑問に思ったのでお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） おっしゃいますとおり、産科医療補償制度のことを指しているところです。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方はございますか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これは40万8,000円を48万8,000円にということで、8万円プラスなんですけども、実際の出産する人にとってはどうなんですかね、少しは経済的な支援を得られるのか、いや上がった分は全部病院が取ってしまいますよという形になるのか、ちょっとお願いします。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 今回の増額につきましては、被保険者の方にとってはプラスになるかと思われます。近年、出産費用につきましては、どんどん高額化が進んでおります。それに合わせて国のほうも、以前の40万8,000円から8万円を上げるというのが現在の出産費用の大体平均ぐらいを取ったところで、国がこの8万円ぐらい上げたら賄えるだろうというところで今回改正がされておりますので、それに合わせて条例の改正もさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方、挙手をお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今回の改正とは関係ないんですけども、この産科医療補償制度を利用されての分娩は大体どれぐらいあるんですか。以前、これ、件数が少ないから下げたという経過があったと思うんですが、今どれぐらい使われているのか。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 令和3年度の実績で申し上げますと、この資料の中段に書いてございますが、令和3年度は52件の出産がございました。このうち、産科医療補償制度を利用された方につきましては51件でございます。ですので、産科医療補償制度を利用されていない件数としては1件でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） その1件って珍しいんですか。52件あって51件、その1件申請されなかった方というのは、まれにあるんですか。

田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 産科医療補償制度を利用されないというのは、今の現状としては非常に珍しいケースです。利用できないケースとしては、助産院で出産された方はこれには含まれませんので、そういった方が対象になると思われま

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

それでは討論を行います。

議案第5号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

それでは採決を行います。

議案第5号、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

失礼しました。

続きまして、議案第16号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第16号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

令和4年度筑紫野市特別会計補正予算書は1ページになります。内容につきましては、提案内容補足説明書並びに事前にお配りしました説明資料により説明をさせていただきます。提案内容補足説明書の70ページをお開きください。

今回は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,562万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,634万7,000円とするものでございます。

歳出予算補正の主な内容ですが、1款2項2目の収納率向上特別対策事業につきまして、363万4,000円の減額をお願いするものです。

それでは、説明資料にて詳しく御説明をいたします。A4判の縦の資料になります。

では、説明させていただきます。

口座振替受付サービスは、口座振替手続につきまして金融機関へ行くことなく行うことができ、被保険者の利便性の向上や、口座登録期間の短縮などのメリットのほか、口座振替率の向上が期待できるサービスです。

当初、①のサービス導入を予定して予算計上しておりましたが、後から類似サービスが開始されたことにより、比較検討した結果、②のサービスを採用することになりました。変更した理由としましては、被保険者が来庁しなくても申請ができることや、インターネットで24時間受付が可能であること、また、初期費用やランニングコストがほとんどかか

らないこと、また収納課との協力により、国保税だけでなく市県民税や固定資産税、介護保険料などのほかの税・料にも対応可能であること、また、来庁者への対応といたしまして、国保年金課、収納課に端末を設置しまして、口座振替申請のサポートが行えるということことです。

変更に伴いまして、減額が生じたので、今回補正減をお願いするものです。

続きまして、5款1項1目の特定健康診査等事業費について、566万2,000円増額をお願いするものです。

こちらも、説明資料の2ページを御覧ください。

今年度、特定健診受診者数の増により委託料を増額するものです。集団健診の受診件数が、今年度当初2,900人予定していましたが、3,236件を見込んでいます。積算根拠としては、12月までの実績数2,677人に、1月以降の予約者数559人を加えた人数で算定しています。

また、個別健診も増えており、当初予定の1,330件から1,800件に増加する見込みであります。積算根拠としては、12月までの実績数1,079人に、1月以降の予約数721人を加えて算定しているところです。

また、委託料につきましては、集団健診が税込6,611円、個別健診が40歳から69歳までが7,328円、70歳から74歳までが7,828円となっております。

特定健診事業は、健康推進課で行っておりますが、新型コロナウイルスの受診控えが減少したことに加え、受診控えであろう未受診者の方2,500人に対して呼びかけの通知はがきを発送、また3年間受診していなかった方7,100人に勧奨通知を送るなどしたことも、受診者増の主な要因と思われるところです。

続きまして、提案内容補足説明書の70ページに戻りまして、歳出予算補正の上から三つ目になりますが、6款1項1目積立金は6,397万2,000円の増額になります。令和5年3月補正の結果、歳入超過となった額を積立金予算として計上するものです。令和4年度税率改定の効果により、保険税収入が増える見込みであること、また保険給付費等交付金が増額の見込みであることなどから、将来的な保険給付の費用不足に備えるために積み立てるものです。

その下、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は6,974万1,000円減額です。これは、令和3年度県支出金返還額が確定したため、不用額を減額するものでございます。

続きまして、歳入予算補正の主な内容になります。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分を6,002万4,000円の減額でお願いするものです。これは、当初予算では所得の推計が難しく、県の所得推計を用いて試算を行っております。県の推計は、所得が多めに算定されており、実際に課税した所得と差があったことから、保険税も実際の課税額に合わせて減少したものです。

その下になります、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金についてであります。主なものとして、保険基盤安定繰入金を挙げておりますが、県の通知により金額が確定しており、3,285万3,000円の補正増をお願いするものです。増額の理由は、軽減世帯数が増えたことによるものとなっております。特に、軽減世帯数を申し上げますと、令和4年の軽減世帯は7割軽減、5割軽減、2割軽減とございます。7割軽減が3,957世帯、5割軽減が2,037世帯、2割軽減が1,612世帯で、合わせて7,606世帯となっております。前年比で40世帯増えている形になります。また、加えまして、令和4年度税率改定による軽減額が増えたことによる影響もあり、繰入金が増加しております。

それでは、追加で、一般会計繰入金について御説明をさせていただきます。

説明資料の3ページを御覧いただきよろしいでしょうか。

例年、国保特別会計は財源不足が発生していたため、一般会計繰入金をいわゆる赤字補填分として計上しておりましたが、令和4年度は財源不足が発生しない見込みであるため、赤字補填目的の繰入れはございません。赤字補填目的ではなく、市の方針等により行う事業のため、赤字解消計画及び県の指導上決算補填目的以外の法定外繰入れとなり、必要な費用を一般会計から繰り入れても、国保特別会計の赤字補填とはみなされないものでございます。一般会計から3,825万1,000円繰り入れるものです。

①保険税の減免額に充てるため、31万2,000円。筑紫野市国民健康保険税条例の規定に基づき、国保税の減免を行った減免額（生活保護になった人の減免等）は、市が独自に減免したものであり、国、県の補助がないため繰り入れるものです。

②子ども医療費等に係る医療費の補助の減額分に充てるため、2,080万9,000円。子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親医療により、月々の自己負担額に上限がある場合、医療を受けやすくなる一方、通常よりも医療費が増える可能性があるため、その医療費に関する国からの補助が減額調整され、その減額分を繰り入れるものです。

③保健事業費に充てるため、1,712万9,000円。特定健診や、はり・きゅう費助成などの保健事業は、対象は国保加入者でありますけれども、法律や市の行政方針による事業であり、当該事業費は国、県からの交付金では一部しか賄われないため、市が負担すべきもの

として繰り入れるもの。

以上の3点となります。

赤字補填分の繰入金ではなく、市が負担すべきものとして繰入れするものでありまして、他市におきましても同様の取扱いとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今回の2番目の子ども医療費等に係る医療費の補助の減額分に充てるためということで説明があったと思うんですけども、例えば一般質問のほうでもちょっとさせていただいた子ども医療費の完全無償化を所得制限なしで行った場合、シミュレーションとしては1.5億円ぐらい追加でかかるということも聞いているんですけども、それは国からのペナルティーというか、減額調整されるということが含まれてのこの数字なのか、独自措置をやったらこうやって国から減額のペナルティーがあるということの理解でよろしいんでしょうか、2点お尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） ここでいう子ども医療費に係る減額調整といいますのは、あくまで国保加入者の方で子ども医療を使われて受診された分に対してかかるものになります。国保の医療費にかかった分というのは、国から補助が出る形になっております。国保加入者の中で、子ども医療費が使われた方、未就学児を除きますが、小学生以上の方に限りますけれども、例えば月600円で済むということであれば、その分受診頻度が上がる可能性がある、また医療費が増える可能性がある、そういうふうな国のほうは考えておりまして、そういったときに国保の補助を一定額減らしますよという意味でございます。ですので、一般質問のほうの、いわゆる子ども医療費のことについては、この件には全く関係ございません。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 補正予算書の11ページ、款項目が1-1-1の国民健康保険税収納見込額減少で、これは補足説明に書いてあるとおりに収納見込額減のためということ

で、もともと県が示していた所得で推計しているので確定してということですが、大体収納見込みが減少している理由は各家庭における収入減なのか、滞納増によるもので収納見込額が減っていったのか、それがまず一つですね。

それから二つ目に、5-1-1の保険基盤安定繰入金で3,285万3,000円、これが軽減世帯が増加したことということなので、さっき7割、5割、2割の各世帯を言われたんですが、ちょっとメモが取れなかったので再度7割、5割、2割の世帯数をもう一度説明していただきたいと。

それから、14ページの口座振替の受付サービス、これ今、資料を新たに頂いたんですが、これは全ての銀行口座からの引き落としというところでは、全ての銀行が対象になっているのかどうか。以前ほかの収税課のことで、みずほ銀行だったかな、どこか大手の銀行が筑紫野市は使えなくなったという話があったので、全ての銀行が使えるのかどうかというところと、それから予算書の16ページの特定健診の受診増の見込み、これは今説明いただきましたが、これは今後も継続できる取組内容で、受診率がアップしていくような内容になっているのか、もう一度確認させていただきたいと思います。コロナが明けたので、みんなざっと受診し始めたのか、いやいや、推奨とか勧奨しているから増えていっているのか、それであれば今後も一度来た方には必ず来ていただけるような呼びかけをしたら、次年度はもっと受診者が増えていくのかということでお尋ねします。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） まず、最初の御質問ですけれども、歳入予算の1款1項1目の件ですが、先ほどもちょっと御説明いたしましたが、この当初予算の算定の仕方なんですけれども、これがとても所得の推計が難しいために、県の所得推計を用いて試算をしているところです。これとの差がちょっと生じているというところです。

実際には、課税した所得で今回計算しておりますので、毎年3月補正において実際に課税した所得と差があった分、これを実際の課税額に合わせて増減をさせていただいて、大体減少ですが、させていただいていますので、そういう理由での収入減という形になっております。

2点目につきまして、保険基盤安定繰入金の件の軽減世帯数の数値を改めて申し上げます。令和4年度の7割軽減が3,957世帯、5割軽減が2,037世帯、2割軽減が1,612世帯、合計で7,606世帯が先ほど申し上げた数字となっております。

3点目ですが、口座振替受付サービスの件です。全ての銀行が対象となるのかという御

質問でしたけれども、全ての銀行ではありませんで、どうしても限られた銀行となっております。主に言いますと、福岡銀行さんとか西日本シティ銀行さん等の銀行での取扱いという形になっておりますので、全てが対象ではないということをお答えさせていただきます。

それから、4点目の特定健康診査のお話ですけれども、実際に集団健診等を受けられていない方、未受診者につきましては、健康推進課より受診してくださいという勧奨を行っているところですが、今回やはりコロナによってどうしても受診控えをされる方がいらっしやったというところを把握しておりまして、その方に対して受診勧奨を行っているということです。ですので、皆さんに健康になっていただくということで受診率を上げていく取組を行っております。その一環として、未受診者に対しての勧奨通知というのは例年行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） さっき銀行が、UFJが使えないという話があったんですけど、今言われたのは地銀で2行しか使えないんですか。

田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 今、対象金融機関としては5行ございまして、市の指定金融機関の中から具体的に申し上げますと、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、北九州銀行の5行でございます。いわゆるメガバンクなどは今のところは入っておりません。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 一つ目にお尋ねした収納見込額の減少が、最終的に課税したのは収入減によるからマイナスになっているというところですが、このことで滞納についてはここは何か影響はしていないのかどうかということの一つと、今の銀行ですけど、地方銀行5行で、ゆうちょと農協は対象外なんですか。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 1点目の滞納額に関しましてですけれども、滞納額に関しましては、先ほどの所得の変更に基づくものではございませんで、いわゆる前年度からの滞納繰越額になりますので、これにつきましては先ほど課長が申しあげました所得の変更によるものとは特に関係はございません。

それから、口座振替受付サービスの件で、ゆうちょ銀行と筑紫農協が入っていないというところでございますけれども、ゆうちょ銀行につきましては今現在協議中でございます、今後対象となる可能性もございます。それから、筑紫農協につきましては、いわゆる指定銀行のグループの中に農協さんが入っていらっしゃらない関係で、この口座振替サービスにそもそもが入れないようになっておりますので、筑紫農協さんにつきましては、今後ちょっと対象となるのが難しいかと思われまます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） この口座振替受付サービスはすごくいいことだと思うんですけど、そもそもこれが分からない方のフォローというか、それほどこの窓口に行ったらいいんですか、やり方というか。

○委員長（波多江祐介君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 国保年金課窓口と収納課窓口にタブレット端末を用意して、難しい方にはフォローをさせていただきたいと思えます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） はい。それでは、質疑を打ち切ります。

議案第16号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

それでは採決を行います。

議案第16号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。25分再開にしたいと思います。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第26号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第26号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の説明の前に、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算、先ほどの説明資料で御説明をさせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 今日配付されているやつですね。

○国保年金課長（高口 修君） はい。

○委員長（波多江祐介君） お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） まず、1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

予算の算定基礎となりますけれども、令和5年度の筑紫野市の被保険者数及び世帯数は、年平均被保険者数1万9,752人、前年度の見込み数と比較して143人の減、また、年平均世帯数1万2,770世帯、前年度の見込み数と比較して90世帯の減と推計しています。被保険者数及び世帯数は、団塊の世代が後期高齢者医療に移行していくため減少すると考えられます。そのため、推計においては、被保険者数、世帯数ともに微減と見込んでいます。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会保険の加入・脱退や、転出・転入などの要因で減少傾向は鈍化しています。その下に参考として、年平均世帯数、年平均被保険者数などの表を記載しておりますので、後ほど御一読ください。

次に、その下、国民健康保険事業の歳出中、約70%を占めている保険給付費については、被保険者の高齢化等により、1人当たり医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数（特に前期高齢者）の減少が見込まれ減少要因がある一方、新型コロナウイルス感染症の影響で医療費が増加する要因もあり、予測が難しいところです。このため、一般の療養給付費、療養費、高額療養費では、前年度からの微減で計上しております。参考として、その下の保険給付費の表につきましては、後ほど御一読ください。

その下ですが、年々増加する医療費を抑制するため、医療費適正化事業としましてレセ

プト点検業務の充実、医療費通知の送付、第三者行為求償などに取り組んでまいります。レセプト点検業務につきましては、レセプトの内容を業務委託した専門業者が、レセプト上の過誤や過剰受診、薬剤投与についてチェックを行っております。

また、第三者行為求償業務につきましては、交通事故や犬にかまれるなど、第三者である加害者がいるケースに対し加害者に請求することで、本来保険者が払う必要のない医療費を調査・回収する業務に力を入れております。令和3年度においても、前年比223万円増の効果が出ているところです。

また、ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、希望シールの配布や切替え勧奨通知の送付を行っており、使用率は毎年上昇しております。数量ベースで言いますと、令和2年が77%、令和3年が78.3%、削減金額で申し上げますと、令和2年が2億6,032万4,000円、令和3年が2億7,164万1,000円となっております。そのほか、頻回・重複受診や重複多剤投与者に対しては、訪問健康相談事業により適正受診を促します。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で1人当たり医療費が減少しましたが、令和3年度から上昇に転じています。前期高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、長期的な医療費適正化に向けて、令和2年度に中間見直しを行っているデータヘルス計画に基づいて、生活習慣病予防及び重症化予防の取組などにより国保加入者の健康保持増進を図ります。

続きまして、2ページに移っていただきまして、1行目になりますが、保健事業では40歳以上の被保険者を対象としている特定健康診査及び特定保健指導について、令和3年度特定健診受診率は30.4%となり、前年度と比較して2.1ポイント上昇しています。また、特定保健指導実施率は44%で、前年度と比較し8.5ポイント増加しているところです。

令和4年度も前年度よりも受診者が増加している状況です。今後も、集団健診会場での面談、電話、訪問等により受診勧奨及び保健指導を実施し、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に努めてまいります。その下に特定健診及び特定保健指導の受診目標と実績を掲載しております。後ほど御一読ください。

その下、保健衛生普及事業では、健康増進と医療費削減を目的として、健康推進課が実施している保健事業を連携して行っていきます。健康づくりポイント事業については、健康的な生活習慣を身につけるきっかけづくりを目的として実施しています。令和4年度の実績結果を踏まえ、国保の被保険者も含めた市民の健康づくりを目指して、令和5年度もこの事業に取り組んでまいります。

また、筑紫地区統一で実施しているはり費きゅう費助成事業も継続して行います。

その下は、税率改定についての説明になります。先ほど議案第3号において御説明いたしましたので、こちら割愛させていただきます。

2ページが一番下ですが、本市の国保財政につきましては、今後も赤字の増加が見込まれるため、今後も歳出抑制、歳入確保の取組を進めると同時に、安定的な運営方法の検討を行ってまいります。

次に、3ページに移ります。

これまでの国民健康保険税の税率と課税限度額、いわゆる最高課税額を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

その下になります。収納率向上対策については、口座振替の推進、短期被保険者証の切替え時での納付相談の機会を設けること、ファイナンシャルプランナーを活用した納税相談の充実、夜間電話催告等により納付勧奨に努めるとともに納付相談員を活用し、引き続きの収納率の向上に取り組んでまいります。

なお、短期被保険者証の交付件数を申し上げますけれども、令和4年12月末時点で短期被保険者証の交付件数は440世帯ございます。被保険者資格証明書の交付件数は73世帯となっております。昨年同時期と比べまして、交付件数は短期被保険者証と資格証明書を合わせて59世帯減っている状況です。

また、令和27年度からコンビニエンスストアでの納付を開始していますが、利用率は令和2年度18.93%、令和3年度23.22%と向上しております。令和3年度からは、スマートフォンアプリでの納付を開始するなど、被保険者の利便性の向上に一層努めています。さらに、先ほど申し上げましたが、令和5年度から口座振替を一層推進するため、WEB口座振替受付サービスを開始する予定でございます。

その下の表は、口座振替率と収納率の推移を表しています。令和4年度の収納率ですが、昨年並みとなっておりますが、金額につきましては昨年1月比で約8,140万円ほどの増となっている状況です。このような状況を踏まえまして、市としては、国県等の動向を注視し、近隣自治体との意見交換や情報収集等を密に行い、今後も国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営に注力してまいります。

次に、4ページをお開きください。4ページには、令和5年度の筑紫野市国民健康保険事業の予算案について、上が歳入予算の円グラフ、下に歳出予算の円グラフを示しているところです。

隣の5ページには、国保財政の基本的枠組みをお載せしております。

次に、6ページを開いていただきますと、6ページが歳入予算案、7ページが歳出の予算案となっております。予算額につきましては、予算書にて御説明をさせていただきます。

では、引き続き予算書の説明をさせていただきますと思います。令和5年度筑紫野市特別会計予算書の1ページをお開きいただきてよろしいでしょうか。

それでは、歳入歳出予算の総額ですけれども、歳入歳出それぞれ100億8,025万1,000円となっております。

それでは、次に、10ページをお開きください。

まず、予算事項別明細書の歳入から主立ったものを御説明いたします。

左上に記載しております1款1項国民健康保険税についてです。

1目の一般被保険者国民健康保険税は、21億3,745万円です。

また、2目の退職被保険者等国民健康保険税は、60万5,000円です。

右側、11ページになりますが、4節から6節の滞納繰越分につきましては、過去5年分の実績による額を計上しております。

次のページ、12ページに移りまして、3款の県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金が70億9,185万4,000円です。

右側の13ページ、1目1節の保険給付費等交付金（普通交付金）ですが、69億3,306万7,000円です。これは、保険給付に必要な費用が全額県から市に交付されるものですが、保険給付費の支給見込みが令和5年度は令和4年度よりも減額となったことに伴い、減額となっております。

2節の保険給付費等交付金（特別交付金）ですが、1億5,878万7,000円です。医療費の適正化に向けた取組に対する支援制度の実施に伴い、市町村に交付される交付金、いわゆる保険者努力支援分や特定健診等負担金、特定健診に要する経費の3分の2を負担金として交付されるものなどが主な内容です。

12ページの下のところになりますが、5款1項の繰入金です。

1目の一般会計繰入金の内訳になりますが、右の13ページを御覧ください。保険基盤安定繰入金が5億6,410万円、職員給与費等繰入金が1億3,477万7,000円、出産育児一時金繰入金が2,596万円、財政安定化支援事業繰入金が8,645万9,000円、未就学児均等割軽減分繰入金が485万1,000円です。

続きまして、14ページに移りまして、2目の基金繰入金、こちらが1,000円となっております。

ります。繰入金の算定につきましては、全て国の基準に基づき積算したものとなります。

その下、7款諸収入ですが、1項の延滞金が610万円、2項の預金利子が1,000円、3項の雑入の合計は16ページになりますけれども、2,679万円です。これら諸収入については、過去の実績に基づき計上をしております。

以上、歳入予算の合計は、100億8,025万1,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

18ページをお開きください。

1款の総務費です。1項総務管理費、1目一般管理費、1億811万9,000円です。国保年金課国保担当職員の給与、事務費などに充てられます。

続きまして、次の20ページに移りまして、2目の連合会負担金456万8,000円。福岡県国民健康保険団体連合会の負担金となります。

3目の医療費適正化特別対策事業費1,908万5,000円です。

右側の21ページの説明欄を御覧ください。レセプト点検業務委託料、医療費通知書作成業務負担金、保険者事務電算共同処理負担金などになっております。

左側20ページのその下、2項徴税費の合計は次の22ページになりますが、849万9,000円です。納税通知書の印刷製本費、郵便料、それから会計年度任用職員の報酬手当等になっております。また、令和4年度において口座振替受付サービスの導入費を計上していましたが、その分が昨年度比で減となっているところです。

その下、3項の運営協議会費51万6,000円。これは、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員報酬、費用弁償となっております。

その下、2款の保険給付費、1項の療養諸費、合計は60億4,388万3,000円です。令和5年度の療養諸費の積算は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり予測が難しいところから、被保険者数の減少に合わせて微減としているところです。

続きまして、24ページになりますが、2項の高額療養費の合計は9億435万9,000円です。これも先ほどの療養諸費と同じ理由で微減しております。

その下、3項の出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、先ほど御説明いたしました国保条例改正に合わせて、1件当たり8万円増額した金額で計上をしております。対象者につきましては、78人と見込んでいるところです。これは過去の支給件数により、対象者数を見込んでおります。給付費額に不足が生じないよう、78件で予算計上を行っているところです。

その下、4項の葬祭諸費及び5項の移送費につきましては、過去の実績で計上しているところですが、

26ページになりますが、6項の傷病手当金は、令和4年度が当初見込みよりも大幅に申請数が増加したことから、その状況も踏まえて増額をしております。4万円の137件を予定しているところですが、

次のページ、28ページに移ります。

5款の保健事業費、1項の特定健康診査等事業費の合計が、次の30ページの4,856万円です。これは、40歳から74歳までの被保険者を対象にした特定健診を実施しております。健康診査の結果によって特定保健指導を実施するもので、健康診査の委託料や会計年度任用職員の報酬などに支出をしています。

その下の2項の保健事業費につきましては、合計は815万円です。2目のはり・きゅう助成費は、筑紫地区で実施している事業でございます。

30ページ、一番下になりますが、8款諸支出金の合計が次の32ページになりますが、9,768万3,000円です。

5目の保険給付費等交付金償還金につきましては、例年交付金返還金が発生することから、当初予算において計上しております。

以上、歳出額の合計は100億8,025万1,000円です。

以上が、令和5年度国民健康保険事業特別会計予算の概要でございます。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 10ページの歳入のところ、国民健康保険税過年度分というところがあるんですけど、幾つか。これは例えば、さっき令和4年度の補正減をした収納見込み減少というところと、ちょっと何かリンクしているのかなと。収納見込み減少で下がっていったのが、結局払えない、さっき滞納が増えて収納見込みが減っているんじゃないかという聞き方をしたら、いや滞納とは関係ないという御返事だったんですけど、これは令和5年度に来ると、令和4年度に払っていない人が5年度では滞納になっているという、過年度分というところでここは増えるのかなと。令和4年度で収納が見込み減少で減少した、6,000万円ほど削減したのと、次の年度の過年度分に回ってくるという、この辺は何か関係があるのかというところで、ちょっとお尋ねしたいなというのと、その下の医療給

付分の滞納繰越分、こっちのほうが大きいですよ、9,544万円。で、後期高齢者支援分の滞納が1,626万9,000円。この辺り、結局滞納すると保険証を頂けないんだけど、短期証の発行とか資格証明の発行数がどれぐらいになっているのか。結局収入が減って、保険料も払えなくなってきた、でも医療を受けないといけないような人がいるのに、受けられない人が放置しておくともたまた医療費増につながっていくんじゃないかというところでの、救済措置としての短期証と資格証明のところが十分に伝わっているのかどうかというところでのお尋ねですね。

そして、全体的に経済があまりよくない中で、滞納分の収納の見通しというのはどれぐらいを見込んでいるのかというところ、最初はこれぐらいにしておきます。全部言うと大変になるので。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） まず、1点目ですけれども、11ページの一番上のところですか、1節の医療給付費分、現年課税分の過年度分のお話ですが、この数値といいますのは、令和5年の予算ですけれども、例えばその令和4年以前から国民健康保険に加入された方の予算を計上しているところです。

例えば、令和5年の4月に加入されれば、令和5年の現年分として計上するんですけども、もう既に令和4年度中に社会保険から脱退して、国民健康保険に加入しなければならなかった、そういった方につきましては現年分の過年度分として計上しておりますので、その分が予算として計上している部分となっております。お分かりになりますでしょうか。

続きまして、2点目ですけれども、滞納繰越分の件ですが、これもあくまでも令和5年の予算という形になっておりますので、過去5年分の実績を基に推計をいたしまして計上している数字となっております。

3点目ですが、短期証と資格証のお話ですが、令和4年の12月末現在の世帯で短期証が440世帯、資格証が73世帯となっております。

すいません、御質問は、もう一つございましたかね。

○委員（辻本美恵子君） 収納の見通し。

○国保年金課長（高口 修君） 収納見込みのお話ですかね。（「見通し」と呼ぶ者あり）見通しのお話ですね。

収納の見通しといたしましては……。すいません、止めてもよろしいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時54分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 収納見込みについてお答えさせていただきます。

先ほどの税率改定の話でもございましたけれども、現年分は1億1,900万円の増が収納見通しとなっております。

また、滞納繰越しにつきましては2,000万円の減という見込みとなっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 1点目の御質問に対しての補足をさせていただきたいと思っております。国民健康保険税の過年度分というのが計上されておりますけれども、この意味合いがちょっと分かりにくかったので補足させていただきます。

例えば、令和5年度に入りまして国保に加入された方につきましては、令和5年度の保険税が課税されることとなります。令和5年度に加入された方の中で、実は令和4年の12月にもう既に社会保険から脱退していましたという方がいらっしゃいます。そういう場合は、令和4年の12月に遡って加入することとなりますので、令和4年の12月分から3月までは令和4年度分の課税ということとなります。同じ現年度分の課税ですけれども、本当の現年度分と、過年度に徴収しなければならなかった分ということで、そういう意味での過年度分という意味合いでございます。

ですので、先ほど3月補正で補正減をした収納見込みの分とは、これは直接は関係ございません。関係するとすれば、滞納繰越分というところに関係してくることはなるんですけれども、この当初予算におきましては、3月補正の収入減の見込みというのは加味されてございません。これはもうあくまで過去5年間分の滞納繰越分の課税額、また、収納率などを用いまして、推計で計上しておりますのでこのような形となっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば、5年間の分から推計しているというところで滞納繰越分があつて、さっき短期被保険者証と資格証明の発行が440と73世帯というところで、世帯数でいえば、さっき聞いた全体的な国保の世帯から見ると、かなりの割合になっているというところでは、令和5年度上がることでさらに滞納が増えるんじゃないかと、滞納が増えることを心配しているんじゃないかと、医療を受けられない人が増えるということが問題ではないかなと思って。

さっきも言いましたが、お医者さんにかかるのが遅れば重篤化するとか、かなり医療費の高額化につながるんじゃないかと、できるだけ病気というのは、早期発見早期治療というところからすれば、保険証を持ってない人に対しての手厚い何かが必要なんじゃないかと、全体的な国保の運営から言えばね。

そういう意味で、いつもその保険者証の数を尋ねているんだけど、これだけありますということで、この人たちはいい、もうもらったから、それ以外の人、もらわない人たちに対して、医療を受けられるような手当てを何らかされているのかどうかという、そこが一番心配なんです。医療を受けられない人たちがいるんじゃないか。

保険料が上がることによってさらに医療を受けられない、保険料を払えないから保険証を持ってない、もうお医者さんに行けないわというような人が増えてくるんじゃないかなと、そこで滞納繰越分がこんなにもあつて、やっぱり受けられない人が増えていくというところが、何か行政課題があるんじゃないかなというので、その辺は考えておられるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） そういったことで相談があつた場合には、就労相談とか、いつも申し上げていますけどファイナンシャルプランナーとかの適切な相談業務に応じれるように、つなげてはいるところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 相談があつた人はいいわけです。相談をしなくて困っている人がいる、でもその滞納している人は市は把握されているわけですよ。その人たちに、本当に医療的な対応が必要でなければもちろんいい、でも、こう言っちゃ何だけど、お金がなくて困っている人はやっぱり体の不調の人が多いと、これは随分昔から筑紫野では言われてきたことなので、その辺を何らか考えてはいないんだろうかと。さっきの保険料の改正のときにも懸念していたのは、払えなくなる人が増えるんじゃないかという懸念から、な

ぜ今なのか、次の年にできないんだろうか、少しずつ遅らせられないんだろうか、それに見合うような行政のサービスがほかにもできないんだろうかという話が、休憩時間にも出ていたわけですよ。

こういうふうには、令和5年度の予算で見て滞納繰越しが増える、被保険者証をこんだけもらっているけれども、もっと本当は医療を受けられない人が増えるんじゃないだろうかと。そんなときに、今の部長の答えでは相談があれば応じますと、でも相談にも来れない人ほうが多いんじゃないかと、でも実際払えてない人を行政としては把握できているわけです。その人たちに何らかの手は差し伸べられないんだろうかということですよ。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 基本的には、やはり国保が皆保険制度の中で一番最後になりますので、最後のとりでということで、保険税を納められない方につきましては、先ほど部長が申しあげましたとおり、丁寧な納付相談、まずは納付相談をさせていただいて、短期証にはなりますけれども保険証をお渡しして医療を受けていただくというのがまず第一でございます。

その中で、どうしても保険税が払えないという方も中にはいらっしゃいます。その際は、さらに分割の納付の回数を多くするとか、細かい納付相談をまずさせていただくというところがございます。

そして最後は、やはり最後のセーフティーネットということで生活保護などにつなげるというのが最後の手段でございますので、国保の窓口でどうしても納付が難しいという方については、保護課のほうにつないで相談をしていただくというケースがございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 歳出のほうになるんですけど、30ページの5款保健事業、2項保健事業費の2目ははり・きゅう助成費なんですけど、これが若干少なくなっているというのと、このはり・きゅう助成費自体は前からあった事業だったと思うんですけど、今もしっかり活用されているか、それがちょっと1点気になったというのと、これ、はり・きゅうの助成って、ほかにもいろんな治療があると思うんですけど、何ではり・きゅうだけ助成になっているのかという理由が聞きたかったんですけど、よろしくお願ひします。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） はり・きゅう費助成事業につきましては、これはもう昔からある制度でございまして、筑紫地区統一で行っている事業でございます。

経過といたしましては、もう昭和の時代からになりますけれども、鍼灸マッサージ医師会というところがございまして、いわゆる、はり・きゅうと申しますのが治療目的で行うはり・きゅうの施術と、それ以外、例えば単なる肩こりとか健康増進のためのはり・きゅうと二つございます。ここで申しますはり・きゅう費助成というのは、保険適用外の分になります。

この助成事業があるのが、そういった健康増進のために使用される方の費用負担を軽減するという目的から、筑紫地区の鍼灸マッサージ師会と協定を結びまして実施をさせていただいているところでございます。

金額につきましては、ちょっと下がってはおりますけれども、毎年実績がございまして、令和3年度の実績で申し上げますと、はりまたはきゅうどちらか一つを施術された方が97件、それからはり及びきゅう、二つを施術された方が3,445件ございまして、そういった実績がございます。

この予算につきましては、過去の実績からだんだん少なくなってきてはいますので、受診される方が固定化されているという現状もございまして、ですので、予算としては若干減額をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 25ページの出産育児一時金ですけど、さっき78人対象にして計上しているというところだったんですが、この数字の根拠というところでお尋ねしたいと思います。これまでの平均とかいろいろ、根拠を聞いてからなんですけれども、先日の報道では令和4年度は出生率が国民全体で80万人切って79万人で減ってきていると。そういう中でこれまでの平均値を取っているのか、どうして78人なのかというところの根拠を教えてくださいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 先ほど対象者、課長のほうから78人というふうに見込んでいたということでありまして、これは過去の支給件数によって少し多めに計上させていただいています。令和元年度が65件でございました。令和2年度が72件ということ、令和3年度はちょっと減りましたが52件ですけども、今現在、2月までで今61件の申請が上

がっているところをごさいますて、給付費額に不足が生じないように今回78件ということで予算計上を行っております。

先ほど医療制度の適用ということもございましたけれども、産科医療制度ですね。48万8,000円のところを5件と計上しておりますて、50万円のところ73件ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

1点だけ、26ページの傷病手当金が、昨年度予算の、予算ベースではあるんですけど25倍になっているんですけど、さっき説明あったんですが、もう少し細かく詳細を教えてくださいいいですか。26ページですね。

○委員長（波多江祐介君） 田川係長。

○国保担当係長（田川 誠君） 傷病手当金でございますが、前年度予算が20万円に対して、令和5年度予算が550万円ということで、この増えた理由でございますが、これは令和4年度の実績から見込んだ数字になります。まず、令和4年度の9月末時点で47件の申請がございました。そして、令和4年度20万円の予算に対して、この時点で既に79万3,000円の支払いをしておりました。この理由といたしましては、コロナウイルスの第7波の影響が考えられます。それから、ずっと10月、11月、12月と来まして、今度また第8波が来まして、12月の段階ではもう既に65件の支払いで、250万円近くの支払いがございました。

この予算を編成する段階におきましては、時期的には9月末までの実績に基づきますけれども、9月末で47件でしたので、それから第7波、8波の影響が今後も続くと思込みまして、不足が生じないように推計をしたところなんですけど、10月から3月の6か月間分で申請件数が1月あたり15件あったと思込みまして、これが6か月続くと想定いたしまして90件の申請があると推計をいたしました。そして、1件当たり平均して約4万円の支給でございますので、先ほどの実績の47件プラスの6か月の推計90件、137件、掛ける4万円で、端数を切り上げますけども、これで550万円という計算になっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 分かりました。

ちょっと総論で、コロナで、前だったら早めに病院を受診してくださいとか、現実的によく病院に行く人が、病院に行かなくなったんですね。実際的には、市としては医療費

の分は減ったんですよ。病院に行かれないから。総論ですよ、コロナで。全体的に早く病院に行って早く治療して、定期的に通っていた人もなかなか行かなくなったりして、今度は病院の経営まで圧迫しよったというのがコロナのときだったとだったと思うんですよ。

で、これから人がまた動き始めて、感染対策をしながらも動いているときに、インフルエンザのワクチン接種も進まなかった、病院行かないからですね。で、結果的には本当に重病の方が増えて、もちろんいらっしゃったと思うんですけど、ということ考えたときに、簡単に言うと、行かなくてもいいけど定期的に病院へ通院をされている方が行かなくなっても健康でいらっしゃったり、もしくはカミーリヤとかいろんなところでふだんの健康維持のために、健康推進課も進めていることを取り組みながら健康維持だったり病気にならないようにということをしてあつたりして、今回全て必要と思う取組をしていたにもかかわらず、市どこの市町村もしていたと思うんですけど、本当に必要だったかとか、今後どういうことを見つめるべきかというのは、今後やっぱり考えていく必要もあるのかなど、もうちょっと僕、最後なんですけどね。

財政にも話しよったんですけど、お金の使い方、市町村じゃできないけども国のお金を活用して投資をしたことが本当にどうだったのかというのを、また見つめることも必要なのかなど。じゃ、それに効果があつたんだつたら、市としてはそっちに国の財源がなくてもシフトして、そこに力をかけていくとか。さっきの国保の個人の負担を減らすのも、そこは取り組めないけど、その方に対しては別のことが取り組めるんじゃないかとかですね。そういったことを、今後私たちも考えていく必要があるんじゃないかなと思いました。

あともう1点、できるだけ審議を深めながらもスムーズに進めるために、執行部側からお話ありましたが、事前にここの項目について質問したいということをお渡ししているはずなんですよね。手元に行っていらっしゃったと思うんですけど、委員会をする前に。辻本委員とかまとめてあつたと思うんです。僕はここにそれを持って委員会協議をしているんですけど。そこでつかかかれると、何のためにお伝えしていたんですかとなってしまうので、ぜひチームワークで、譲り合わずに、ぜひ分かれる方が早く答えていただけるとスムーズに委員会が進むかなと思いますので。

私たちもこうやってできるだけのことをしておりますので、相互にスムーズに進行できるように御協力いただければと思います。

○委員長（波多江祐介君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員長おっしゃるとおりだと思いますので、以後気をつ

けてまいりたいというふうに思います。御指導ありがとうございました。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） いや、出していたので聞かなかつたら申し訳ないなと今思ったので、さっき補正の資料をいただいて、特定健診の受診者数の伸びというかね、当初見込みが4,200人だったのが実績としては、5,036人になっている資料を頂いて、きちんとこれからの見込み数も書いてあるんですけど、実際令和5年度の予算にこの特定健康診査の金額が、どういう数字を見込んだ数字なのか。当然、5,036人を下敷きにした数字だと思っただけ、もう確認の意味で。この新年度予算の算定根拠をお尋ねいたします。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） この委託料と、それと補正予算の見込み増であったのかどうかというお話ですけれども、この健診の対象人数等の見込みは、過去3年の実績に基づいての数字となっております。

委託料に関しましては、先ほど申しあげました集団健診、個別健診、それぞれ金額が違いますけれども、その委託料の金額で計算をしているところでございます。

ですので、補正予算で今回見込み増をしておりますけれども、その部分は含まれていない数字となっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 特定健診は数字を増やしていこうというのが大きな目標で、国が示しているのは60%ですよ。今、うちまだ30%ちょぼちょぼで倍増させないといけないのに、今せつかく令和4年度で当初見込みが4,200人であったのが、3月の実績で5,036人まで来ているのであれば、これ1,000人も増えているわけですよ。で、今、そこの数字なしに、その前の4,200人までの前の数字で見込んでいるというのは、増やすつもりなのかなって聞かれても仕方がないんじゃないかと。本当であれば、最終的な実績である5,036人をベースに、これから増やしていくんだというところで増えるならまだしも、過去3年の実績といたら、低いときの実績を使って計算するというのは、ちょっとどうなのかな。

途中で補正しますからいいと言われたらそれまでなんですけど、やっぱり意気込みというか、特定健診を増やしていくというところでいえば、当初からこれだけあります、頑張

ります、健康推進課と一緒に頑張りますというふうに言うのが本当じゃないのかなと思うんですが、ここの3年を平均した実績というのが、このままでいいのかなというのは、どうなのでしょう。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） おっしゃるとおり、受診率を上げていかないといけないというところで、予算にもこれだけ盛り込むという形が、本当に望ましい形だと思います。

今回、コロナの7波、8波の影響等もありましての波というのもございました。それで予算編成のタイミングとして、時期として、そこまでがちょっと盛り込むことができなかつたということになります。ですので、今回、受診者増の補正もさせていただいておりますので、その部分につきましては、もちろん令和6年度の予算には数字は盛り込まれますけれども、令和5年の時点で、増えることは望ましいことですので、そのときにはまた補正予算という形での御相談をさせていただきたいという形をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 補正増となるように頑張ってください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第26号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第26号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。1時でよろしいでしょうか。短いですかね。（「いや、いいよ」と呼ぶ者あり）じゃあ、開始は13時としたいと思います。よろしく申し上げます。

————— . ————— . —————
休憩 午後 0 時 21 分

再開 午後 1 時 00 分
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午後、出席いただいている職員の方も替わっていますので紹介も併せてお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） また昼からもよろしくお願いいたします。

職員入れ替わりまして、議案第 4 号、18号、30号の所管であります医療年金担当係長が出席をしておりますので自己紹介いたします。

○医療年金担当係長（横尾茂幸君） 医療年金担当係長をしております横尾と申します。よろしく申し上げます。

○市民生活部長（杉村真子君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第 4 号、筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から説明お願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第 4 号、筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は20ページ、提案内容補足説明書は18ページになります。

説明につきましては、事前に配付させていただいております資料に基づき説明をさせていただきます。

それでは、御説明させていただきます。

まず、重度障害者医療費の支給に関する条例は、身体障害者手帳 1 級、2 級の人や精神障害者保健福祉手帳 1 級の人などに対して、市が医療費の一部を支給することにより福祉の増進を図ることを目的としているものです。

今回の条例改正は 2 点ございます。

1 点目は、国の法律改正による条例改正です。改正理由は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第104号）について、令和 4 年12月16日に公布されたことに伴い条例を改正するものです。改正内容は、

居住地特例対象施設について、これまで法律で規定された障害者支援施設などに限られていましたが、改正に伴い介護保険施設を追加するものです。

この居住地特例について御説明をいたします。下の米印を御覧ください。原則として、対象者の住所地市町村が実施主体となりますが、原則どおり運用すると入所施設が多い市町村ほど市町村財政が圧迫され、不均衡が生じてしまいます。このことから、対象となる施設に入所等をする前の住所地市町村が実施主体となる特例制度でございます。

2点目の改正内容は、障害の害の漢字を平仮名にする点でございます。害という漢字が与える印象の悪さや負のイメージから、不快に感じる方への配慮とともに、障がいのある人に対する心ない誤解や差別の解消を促進するという観点からです。

改正内容は以上2点でございます。

最後に、本条例の施行日は、令和5年4月1日を予定しております。

以上で説明終わります。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時04分

再開 午後1時04分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この法改正に伴うもので、改正内容の一つ目で、市の財政に与える影響というのはどのようなものなのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 財政に与える影響ですけれども、新たに介護保険施設を追加するという形になります。ですので、例えば太宰府市から筑紫野市に転入された方で、筑紫野市のこの施設に該当する施設に住所を移したいという場合は、前の住所地の太宰府市のほうでこの障害者医療費というのが適用になりますので、筑紫野市への負担というのはございません。逆に、筑紫野市から太宰府の施設に入られた場合は、筑紫野市が負担になるという形になりますので、その分の費用負担が発生するという形になります。

すみません、以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 大丈夫ですか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今年度の具体的なその予算額の増減の詳細を簡単に教えていただければと。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 今回、予算の増減というのはございません。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これ、今回市民生活部が来られているのでもしかしたらあれなんですけど、内容的には、特定施設、これまでの障がいをお持ちの方は障がい者施設に入るけれども、今度は介護施設、介護保険施設を追加するということで、なぜかという高齢になって施設に入りたいと思っても、いわゆる障がい者施設が数が少ない、この辺りはね。必然的に、介護保険のほうのそういった高齢者施設とか、今有料老人ホームとかに入らないといけない。今は何かサービスつきの高齢者施設とかも認められているので主にそちらに入るかなと思うんだけど、じゃあそういった数字を、今度から障がいをお持ちの方が介護施設を利用しますよというときに、筑紫野市にある介護施設がそういうことを見込んで、今度第9期の介護保険事業計画をつくられるときに、今でもそうですよ、第8期の中でじゃあ障がい者がやってくることを見込んだ計画になっていないのに、どうなるんだろうというのがちょっとあったんですよ。

じゃあ、9期のところで、障がい者の人も含んだ形でそういった施設を整理するということが考えられているのかなと思ったんだけど、この質問するに市民生活部にしてもちょっと大変かなというふうに思っているんですよ。

じゃあその辺は、こういうふう提案されているからお尋ねするんですけども、今まで障がい者の方が今度は介護保険のほうを使った施設でということで、介護保険の事業計画の中でそういったところが見込まれているのか、今後見込んだ形で整理をしていくのかというのを質問としたいなと思っています。ちょっとジャンルが違うので申し訳ないなと思うんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） そういったことについては、部長会議なりでも私のほうからまた健康福祉部のほうにきちっとお伝えしていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

○委員（辻本美恵子君） それ、分かります、何言っているか。

○委員長（波多江祐介君） 結局その条例改定に伴って拡大したり追加しても、その現場の施設側とか、そういったことが受入れがきちんとあることを見越して計画を今後立てていくのかということ。

○委員（辻本美恵子君） 立てないと……。今いいんですかね、マイク入って。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員、すみません。

○委員（辻本美恵子君） 障がいをお持ちの方がこれまで利用できるのは障がい者施設だった。障がい福祉のほうからお金が出ていた。でも、こういうふうやって介護保険施設も使えますとって介護保険使うようになったら、事業が介護保険の事業の中になる。でも今の第8期の中でこんなことを想定してつくってはないんですよ、3年間の計画で前につくっているからね。

じゃあ、今度の新予算で第9期の計画をつくりますというのがあるけれども、そこにこういったこともちゃんと反映されてつくられないといけないんだけど、部が違うから今日の提案と違うから、今ちょっと言ったようで部長は連携取ってやりますというようなお答えだったので、だけど実際のところ、障がい者政策と介護保険の政策で縦割りなので、今ないから、障がい者の施設がないから介護保険のほうに来たけれども、本来であれば介護保険じゃなくて障がい者政策の中でやるべきことなんだけど、国ももう間に合はんからこんなふう言葉を変えるだけでやってきたなという感じはするんですよね。そういうことですか、内容的には。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 今回の改正の内容につきましては、この改正することで障がい者の方が介護保険施設に多く入ってくるというようなことではございませんで、今まででも障がい者の方がやむを得ず介護保険施設に入らなければいけないケースというのはあっているかと思えます。その場合は、介護保険施設がある市町村でその障害者医療の費用を、その方の分を持つという形になっているのが、今回、法律改正することで前住所地の市町村が障害者医療費を持つという形の改正の話になりますので、おっしゃってあった、今回の改正で障がい者の方が介護保険施設にたくさん入所されるというような話ではないことをちょっとお伝えさせていただきたいと思っております。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時12分

再開 午後 1 時17分

○委員長（波多江祐介君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

じゃあ八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 障がい者の方が介護保険施設に入られるということに関して私はそのように理解していたんですけど、そういうことではなくて、前住所の方が移動されても、前住所で負担をするというような理解でよろしいですかね。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） おっしゃるとおりです。どうしても入所施設が多い市町村ほど市町村の財政が圧迫されるという不均衡が生じる形になりますので、このような改正ということになっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 施設の多い少ないという市町村とかいろんな形が今あるように感じたんですけども、それどういうことで、市によって介護施設の多い少ないとかいうのは何らかの原因があるんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 介護保険施設の多い少ないの原因というのはちょっと把握しておりません。実際に建てる許可等々もあろうかと思いますが、申し訳ありませんがそここのところは把握はしておりません。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） それと今回のこれに適用される介護施設が、どういう種類があって筑紫野市内に幾つぐらいあるのか、お知らせいただけたら。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 先ほど47施設ということで申し上げましたが……。

（「休憩中」と呼ぶ者あり）休憩中。

筑紫野市の介護施設につきましての、こういった種類、数があるかというお話ですけれども、施設の数には筑紫野市内で47施設、介護保険施設がございます。その種類というのは、11種類ございます。主なものでいきますと、介護老人福祉施設だとかグループホームとか、あと住宅型の有料老人ホームなどがございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ついでに、その中で今障がい者の方が入っておられる介護施設は幾つあり、何人おられるんですか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 筑紫野市内の施設の中で、障がい者の方が何人入っているという把握はしておりません。筑紫野市の介護施設に転入された方というのは、前住所地のほうで医療を見ますので、その数というのは把握しておりません。逆に、筑紫野市外の施設、障がい者施設に入っておられる方で、筑紫野市が医療費を見ている数というのは42人という形になっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 筑紫野市の方が筑紫野市の方は把握されているんですかね。筑紫野市の医療で、筑紫野市外の方は47名という。筑紫野市に住んでらっしゃって筑紫野市の施設に入ってる方は、把握されているんですか。（「休憩ですね」と呼ぶ者あり）いや、休憩ではないです。休憩したほうがいいですか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後1時23分

再開 午後1時26分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方は挙手お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に移ります。

議案第4号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは採決を行います。

議案第4号、筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から説明お願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第18号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和4年度筑紫野市特別会計補正予算は35ページになります。内容につきましては、提案内容補足説明書にて説明をさせていただきます。72ページをお開きください。

今回は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,277万円とするものでございます。

歳出予算補正の主な内容は、2款1項1目広域連合納付金を601万2,000円減額するものでございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合に納付する令和4年度の負担金額が確定したためでございます。

これに伴いまして、見合いの歳入予算であります3款1項1目の一般会計からの事務費繰入金と同額減額補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第18号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第18号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から説明お願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 議案第30号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明をさせていただきますが、予算説明の前に、後期高齢者医療事業の概要について、資料に基づき説明をさせていただきます。

お手元のこちらの資料をめくっていただいて、後期高齢者医療事業特別会計予算（案）の説明資料を御準備いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） はい。

○国保年金課長（高口 修君） めくっていただきまして、1ページをお開きください。

令和5年度の予算編成に当たってですが、後期高齢者医療の財源は、公費5割、後期高齢者支援金4割、保険料1割となります。このうち公費につきましては、国が12分の4、県と市がそれぞれ12分の1となります。公費の国、県の負担分及び後期高齢者支援金は直接保険者であります福岡県後期高齢者医療広域連合に交付されており、本市の後期高齢者医療事業特別会計の役割は、市の公費負担分12分の1及び市が広域連合に代わって徴収いたします保険料を広域連合に納めることを主な内容としております。

中ほどの表が今の説明を表したものでございますが、ここにあります後期高齢者支援金全体の4割分につきましては、いわゆる現役世代であります民間企業などで働く社会保険加入者や、私たち公務員などで組織する共済組合加入者、さらには、国民健康保険加入者などが支払う保険料のうちの相当な額を使って後期高齢者医療を支援しているものであります。

上の説明文を続けます。令和5年度の本市の後期高齢者は1万3,732人、前年度比で650人増と見込んでおります。歳入につきましては、保険料について前年度比の9.6%の増加

を見込んでおります。繰入金については8.4%の増を見込みました。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金9.1%増が主なものであります。いずれも団塊の世代の加入により増額を見込んでいます。

一番下の表は、先ほど説明いたしました、保険者である広域連合に筑紫野市が納める負担金の内容と金額を示しております。保険料等負担金は赤色で示しておりますが、筑紫野市の被保険者から徴収する保険料をそのまま納めるもので、上の表の左の1割分に当たるものでございます。これも赤で表示しておりますが。続きまして、下の表の療養給付費負担金につきましては、青色で表しておりますが、上の表の真ん中の12分の1に当たるもの、また、事務費負担金は広域連合の事務費を県内60市町村で負担しているものでございます。

続きまして2ページには、予算案の概要を載せております。これは後ほど予算書で御説明をさせていただきます。

3ページに移ります。お分かりいただけるとは思いますが、下の円グラフの歳出で、99.6%を広域連合への納付金が占めているところです。

資料の説明は一旦終了いたしまして、これから予算書の説明をさせていただきます。

令和5年度の筑紫野市特別会計予算書、こちらになります。105ページからが後期高齢者医療事業の特別会計予算になっております。

○委員長（波多江祐介君） 105ですね。

○国保年金課長（高口 修君） 105ページです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億1,515万5,000円となっております。

次に、114ページからの歳入歳出予算事項別明細書に沿って御説明をいたします。

まず歳入からですが、1款1項後期高齢者医療保険料です。合計が13億6,667万9,000円をお願いするものでございます。1目の特別徴収保険料8億1,337万5,000円、2目の普通徴収保険料5億5,330万4,000円です。

3款の繰入金ですが、事務費繰入金14億4,675万7,000円です。

5款の諸収入1項の延滞金、加算金及び過料、それと、次の116ページに移りまして、2項償還金及び還付加算金は、令和3年度の実績などにより令和4年度予算と同額を計上しております。

以上、歳入額の合計は28億1,515万5,000円になります。

次に歳出について御説明をいたします。118ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費637万3,000円で、事務費及び保険証の郵便料などを計上して

おります。昨年度より332万円の減額となっております。これは、昨年10月に行いました制度改正により、2回送付しておりました被保険者証が1回の送付になるために、郵便料分を減額するものでございます。

1款2項1目の徴収費です。117万4,000円です。納付書、通知書の印刷代、郵便料です。

続きまして、2款1項1目広域連合納付金28億542万8,000円です。先ほど申し上げましたように、歳出予算の99.6%を占めております。右側の119ページの説明欄を見ていただきますと、保険料等の負担金16億4,571万5,000円、事務費負担金3,922万9,000円、療養給付費負担金11億2,048万4,000円です。

続きまして、3款1項1目の保険料還付金に150万円。これは、出納閉鎖期間中に収納された中で二重納付があった分について還付するものとなっております。令和3年度の実績額が122万7,080円となっているもので、150万円を計上しております。

続きまして、2目の還付加算金、3万円を計上しております。

次の120ページになります。

4款の予備費を計上しております。

以上、歳出額の合計は28億1,515万5,000円となります。

以上が令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第30号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第30号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

職員入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時40分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明のために職員の方が入れ替わっておりますので、宗貞部長お見えですので御挨拶いただきまして、出席の職員の方の御紹介も併せてお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。総務部の宗貞でございます。

総務部も議案10件ございますけども、まずは人権政策・男女共同参画課から御審議いただければと思っております。人権政策・男女共同参画課 2 件、議案として提案させていただいておりますのでよろしく御審議をお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

人権政策・男女共同参画課、課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） 人権政策・男女共同参画課、人権・同和政策担当の係長の前田でございます。

○人権・同和政策担当係長（前田大輔君） よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしく申し上げます。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第 2 号、筑紫野市住宅新築資金等公債償還積立金条例の全部を改正する条例の制定を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 議案第 2 号、筑紫野市住宅新築資金等公債償還積立金条例の全部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書については14ページから16ページ、提案内容補足説明書については 7 ページとなっております。また、参考資料として、全部改正ではございますが、現行条例が分かるよう新旧対照表を追加資料としてお配りしております。

今回の改正は、公債償還積立金条例の名称を貸付事業財政調整基金条例に改め、住宅新

築資金等貸付金償還事務の円滑かつ効果的な事業実施のため全部改正するものでございます。

本事業は、貸付金の原資として起債を行い、その償還を毎年実施しておったところですが、令和4年3月31日をもちましてその償還が全て終了いたしました。現行の条例は、その公債償還に要する費用に不足が生じた場合に備えての積立金条例でしたが、その目的を達成しましたので、今後は本事業の円滑かつ効果的な事業実施のために全部改正するものでございます。

以上で説明終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手お願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 私も、前の条例がどういうものなのかというのを取って見たらやっぱり、通常条例は一部改正とかあるんだけど全部改正というのは何か珍しいなと思って見たら、全部変わっているんですね。

一番大きなのは、この貸付事業を円滑かつ効果的に行うためという、そこが新しいところにも書いてあるんだけど、その意味するところは何なのかなというところですね。その設置の目的というか、この公債償還積立金条例の設置の目的が、ここちょっと違うんじゃないかなという気が、今書かれているのはちょっと違うんじゃないかなという気がするんですけども、それが一つですね。

あとは、積み立てていったお金が、これ財政調整基金になるというところで、どういった場合に……。処分のところに、公債償還に要する費用に不足を生じた場合に限りその全部また一部を処分することができるということで、今冒頭説明があったみたいに公債償還は全て終わったんだというお話の中で、この処分はどういったときに行われるのかなというのが二つ目の質問です。いいですかね。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 今の一つ目と二つ目の質問は関連しておりますので併せての回答になりますけれども、本住宅新築資金事業というものが、事業を実施する際に貸付けの原資として国庫補助を受けております。例えば市が1,000万円貸付けするときに、4分の1の250万円を国庫補助として受領してして、残りの4分の3の750万円を市が起債するという事業スキームになっております。貸し借りだけの関係でいいま

すと、750万円市が貸して1,000万円返していただくということで、もう必ず黒字になるという事業でございます。

その起債した分は、先ほどの説明で終わりましたということで言ったんですけども、この事業が全国的に終えんに向けて進んでおる中、県のほうから、事業終了時に黒字になっている場合は返納してもらうという考え方を示されております。

それで、この事業が今、これまでは起債償還の費用に不足が生じた場合しか取り崩すのはできなかったんですけども、県から返しなさいよと言われたときの原資としてこの基金を積み立てておきたいという趣旨の下、今回改正させていただきたいという提案でございます。

○委員長（波多江祐介君）　そこが、今おっしゃりたい6条の話ね。処分が結局、不足の生じたところではなくて新に書いてある、必要な経費の財源に充てるというのが戻す場合に、それが処分として出ていくということが、ここの6条に掲載されていると。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君）　はい、そのとおりでございます。

○委員長（波多江祐介君）　辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　どういった場合に不足が生じるんですかね。今で言えば、例え話で、市が750万起債して貸し付けると、1,000万返してもらったら必ず黒字になるものだという説明がある中で、じゃあ公債償還に要する費用に不足が生じるというのは、どういことが想定される。

○委員長（波多江祐介君）　谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君）　今の例でいいますと、うちは750万円の借金をして、毎月例えば2万円ずつ返します。その原資として1,000万円貸した人から返してもらうときに、例えば、いろんな失業したとか、ちょっと収入が減ったとかいうことで1万円しか返していただけなかった。そのときに1万円不足しますと。その原資が不足したときに、積立金の中から取り崩して2万円を市が返済するというようなスキームで今までやっておったところでございます。

返済期間が25年間という返済期間がありまして、750万円を25年間かけて返済するときには、例えば3万円毎年市が借金返済しますよと。その原資として貸した人から1,000万の25年分割した分を1年間で返してもらうんですけども、満額やっぱり返してもらえないこともあるんです。そのときの不足した原資を積立金から取り崩して、3万円を1年間で返すということで今までやってきた事業でございます。

○委員（辻本美恵子君） 今後はどうなるんですか。

○委員長（波多江祐介君） もうそれ、今までがそうしてきたということ。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） そうです。今までがそうして。

○委員長（波多江祐介君） もうそれ、もう去年の3月で終わりました。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） はい。

○委員長（波多江祐介君） だから、その積み立てる分をこの新のほうの、今度の事業は全体で終了迫っているけど、お金を置いとかないと、戻せと言われた場合のために基金として置いときますよということですね。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） はい、そのとおりでございます。

先ほど例として250万国庫補助いただきましたと言いましたが、実際にはこれまで2億7,000万ぐらいの国庫補助を受領しているんです。それプラスいろいろな、この事業は補助事業がありまして補助金をいただいておりますので、そういったことを、計算方法とかは今から国が示していくんですけれども、万が一筑紫野市で返済しなさいよと言われたときに、その原資として今基金が1億9,000万円ぐらいあります。それを充てていきたいという考えの下、今回条例を改正させていただきたいという趣旨でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） じゃあ、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

議案第2号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

それでは採決を行います。

議案第2号、筑紫野市住宅新築資金等公債償還積立金条例の全部を改正する条例を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第27号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本予算は、特別会計予算書の37ページから52ページにかけて記載されております。

それではまず、歳入について説明させていただきます。38ページをお開きください。

1 款県支出金 1 項県補助金につきましては、名目で1,000円を計上させていただいております。これは、借受人からの回収が困難になった債権について、市の財源負担軽減のためにその未回収分の一部を市に補填するための補助金でございます。

次に、2 款財産収入 1 項財産運用収入には、1 万4,000円を計上させていただいております。これは、会計管理者が住宅新築資金等公債償還積立金を資金運用する時点で発生する利子収入でございます。

次に、3 款 1 項繰入金につきましては、基金繰入金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、4 款 1 項繰越金につきましても、前年度繰越金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、5 款 1 項の償還金につきましては、218万7,000円を計上させていただいております。

次に、6 款諸収入につきましては、1 項の延滞金及び違約金と 2 項の預金利子にそれぞれ名目で1,000円を計上させていただいております。

収入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。39ページをお開きください。

歳出につきましては、1 款の総務費のみとなっております。予算額といたしまして、1 款 1 項総務管理費として220万6,000円を計上させていただいております。

詳細については、50、51ページの節の区分を御参照いただきたいと思います。

以上を踏まえまして、令和5年度の本特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ220万6,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第27号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第27号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。ありがとうございました。5分から始めたいと思います。お願いいたします。

—————・—————・—————
休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

出席されている職員の方が替わっておりますので、宗貞部長から御紹介も併せてお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部、引き続きまして財政課から2件、議案提案させていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

財政課長の鶴川でございます。

○財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政担当の伊龍でございます。

○財政担当主任（伊龍志保美君） 伊龍と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 同じく、財政担当の原田でございます。

○財政担当主任（原田裕介君） 原田と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第15号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、議案第15号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,014万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388億7,776万7,000円とすることとしております。

あわせて、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。

第2条の繰越明許費につきましては、こちら予算書の6ページに掲載をしております。6ページをお開きいただきたいと思います。

この6ページには、翌年度に繰り越しして使用することができる事業としまして、7事業を上げさせていただいております。一番上の地域密着型施設等整備補助事業から一番下の生涯学習センター改修事業まで、総額1億3,130万8,000円となっております。

この中で今回の3月補正に係るものは、上から2番目の子どもの安心・安全対策支援事業と、その三つ下になりますけれども感染症流行下における小学校教育活動体制整備事業、それとその下の感染症流行下における中学校教育活動体制整備事業の3事業でございますが、その全額を次年度に繰り越しして事業実施を考えているものでございます。

今回の3月補正の予算書は、全部で62ページまでとボリュームが多くなっておりますけれども、歳出につきましては事業費の確定によるものがほとんどでございます。それ以外の主な内容につきましては、提案内容補足説明書を使って御説明をさせていただきます。提案内容補足説明書の68ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳出予算補正の主な内容でございますが、まずは基金積立事業についてでございます。内容としましては、将来における財源不足に備えるため財政調整基金へ11億5,905万6,000円、将来的な公共施設などの整備に備えるため公共施設等整備基金へ9億2,831万円を積み立てるものでございます。

次に、子どもの安心・安全対策支援事業でございます。内容としましては、保育所や認定こども園の送迎用バスへの置き去りを防止する安全装置の導入を支援するものです。具体的な予定の台数につきましては7台であり、補正額は122万5,000円としております。なお、この財源につきましては、記載はしておりませんが、10分の10の国の補助金を活用することとしております。

次に、児童生徒通学支援事業でございます。内容としましては、阿志岐小学校への通学の際に天山地区の児童が利用しております天山スクールバスに、置き去りを防止する安全装置を設置するものでございます。こちらの台数は1台となりますけれども、補正額は15万4,000円としております。この財源につきましても、記載はしてませんが、8万8,000円の国の補助金を活用することとしております。

次に、69ページに移りまして、感染症流行下における小学校教育活動体制整備事業でございます。内容としましては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した小学校において、感染拡大を抑制するために必要な消毒液や石けんなどの物品を購入するものであり、補正額は960万円としております。この財源につきましても、記載はしてませんが、こちらは2分の1の国の補助金を活用することとしております。

次に、感染症流行下における中学校教育活動体制整備事業でございます。内容としましては先ほどの事業と同様でございますが、こちらは中学校における感染拡大を抑制するための物品を購入するものであり、補正額は540万円としております。こちらの財源につきましても、先ほどと同様に2分の1の国の補助金を活用することとしております。

続きまして、歳入予算補正の主な内容でございます。

まず、個人市民税と、その次の法人市民税についてでございますが、当初の見込みよりも新型コロナの影響が少なかったことによりまして収入が増える見込みでありますことから、個人市民税を1億5,100万円、法人市民税を1億4,800万円増額するものでございます。

次に、地方消費税交付金でございますが、こちらにつきましても当初の見込みよりも交付額が増額する見込みでありますことから、4億8,843万9,000円増額をしております。

次に、地方交付税でございます。こちらは、国の補正予算によりまして普通交付税の交

付額が増額となりましたことから、普通交付税を1億7,399万2,000円増額をしております。

そして最後に、繰越金である前年度繰越金でございますが、これまで6月、9月、12月の補正財源として前年度繰越金を計上してまいりましたが、未計上となっております6億5,105万6,000円を今回の3月補正に計上させていただいているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手お願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 68ページの子どもの安心・安全対策支援事業なんですけど、台数は教えていただいたんですけど、これは大体どういった装置というか、安全装置がどういうものか分かるのならちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、今回の今御質問がありました子どもの安心・安全対策につきまして、これはこれから私立の保育園であるとか認定こども園さんがつけられていくものになりますので、機種についてはこれから園のほうを選定をされていくことになるかと思えます。ただし、総論としては、補助の対象になるのは国のほうでガイドライン、安全装置のリストとかが公表されていますので、そのリストの中から選んでいかれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手お願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 幾つかあるんですけど、補正予算書の35ページ、地域密着型施設等整備補助事業6,709万7,000円、これ、次年度にということ今説明があったんですが、これは何かどういう理由で次年度に繰り越されたのか。

一つずついいですか。

○委員長（波多江祐介君） 36ページですね、地域密着型施設等整備補助事業。（「35ね」と呼ぶ者あり）

○委員（辻本美恵子君） 35の。

○委員長（波多江祐介君） 35か。すみません、35。

尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） 御説明いたします。

こちら、地域密着型施設等整備補助事業につきましては、公募の実施結果に伴いまして補助金を減額しているものでございます。繰越しにつきましては、公募で4施設予定していたんですけれども1施設手が挙がりまして公募決定しているんですけれども、その施設の方が、事業者の施工に不測の日数を要しているために一部だけ繰越しをしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） つまり二つで、一つは順調に進んでいるが、一つは事業者の御都合でちょっと遅れているからこの分を次の年に繰り越していくということで。

○委員長（波多江祐介君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） 公募をした分で、公募の手が挙がらなかった分につきましては補正で減をしております。公募で手が上がった分なんですけれども、年度内の施工目指しておりましたが不測の日数要したため、その分が繰り越しているということでございます。

以上でございます。

○委員（辻本美恵子君） 分かりました。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

○委員（辻本美恵子君） 順番にいいですか。

○委員長（波多江祐介君） はい。順番に、どうぞ。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 43ページ、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金事業、補正減8,184万4,000円、これは負担金で、向こうから言われた分を支払うんだと思いますが、どういう理由で減になっているのか。去年でいえば電気代の分かなと思うんですが、確認です。

○委員長（波多江祐介君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） 御説明いたします。

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金事業、こちらの補正減の理由ですけれども、主な理由としましては、組合の歳入増に伴う負担金の減でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） すみません、ちょっと補足という形になりますが、補正減の理由は先ほど係長が申し上げたとおりで、組合の歳入の増というところでございますけれども、これは鉄とかアルミなどの有価物の売却量が増えているというところで、組合の歳入が増えているというところを確認しております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、去年は8,000万ほど、電気に変えた電気代の分が売却益となって8,000万ぐらいやっぱり補正があったと思うんですけど、それではなく、これは完全に鉄、アルミの売却益だということですかね。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 財政のほうで把握している分は、先ほど申しました有価物の売却量が増えているからと、あと加えて申し上げるとしたら、組合さんの前年度繰越金を計上されている、その関係もあって負担金が減っているということで確認をしております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 47ページ、急傾斜地崩壊対策事業を1,000万減していますが、これは、設計業務委託料の補正減ということで、何か大きな理由があるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） 理由といたしましては、発注時に内容精査を行ったこと、それから入札に伴う減、この二つの要因によって減額しておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 49ページの天拝公園北側道路整備事業、補正減、これも昨年予算をつけるときにかなりいろいろあったんですが、これが1,234万2,000円の減というのは、どういう事情によるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） こちらにつきましても先ほどと同じように、発注時点での内容精査と入札に伴う工事費の減、また、土地の購入ですとか補償金に関しましては、額の確定に伴う減になっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 53ページ、児童・生徒への図書カード支給事業、補正減900万6,000円。これは何か郵便料が大きくマイナスになっていると思うんですが、消耗品のほうも減っている。大体児童生徒数に応じて購入したはずなのに、この辺り、この郵便料のほうは何か大きな理由があるのかなと思うんですが、これは。

○委員長（波多江祐介君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） 郵便料の減につきましては、同時期に行いました子育て世帯へのおこめ券支給事業、こちらのほうと一緒に送る形を取りましたので、その結果、減となっております。

以上でございます。

○委員（辻本美恵子君） 消耗品のほうは。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員、押して。

○委員（辻本美恵子君） 消耗品のほうは、児童生徒数の減ですかね。

○委員長（波多江祐介君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） 消耗品につきましては、図書カードの購入対象の人数が小中高生相当になるんですけども、この人数に合わせて減しているものでございます。

以上でございます。

○委員（辻本美恵子君） 何人ぐらい減……。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 小中高生は大体人数分かっているのに、こんなに減っているというか差があるというのはどういうことなんですかね。見積りがどういうふうになっていたのか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今、辻本委員おっしゃられたとおり、おおむねその人数というのは当然把握しているんですけども、予算の計上の段階では、見込みとしては1万3,000人を見込んでおりました。今の児童生徒プラスアルファの、そのプラスアルファが何なのかというのが、やっぱり年度の途中で転入とかしてくる児童生徒の方がいらっやいますので、その分一定見越してしておったんですが、実際のところもうこの事業が確定

して、実績としましては、約ですけれども1万2,700人ほどになっています。人数が確定しましたので今回補正で減をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

ちょっと私からですね。ちょっと今、辻本議員と関連するところを僕も聞こうと思ったんですけど、どこということないんですけど子育て世帯のおこめ券とか、先ほどの児童生徒への図書カード、よく分かりました、まとめて送付しましたというのは。

こういうコロナの何か支援策をしたときに、対象の方が分かっている、例えば施設であったり、これは個人の、児童生徒の数だったり、今言われましたようにプラスアルファも見込んでいますと言ったときに、財政課が見るその担当課が行っている支給事業、先ほどの話みたいに農政課と別の課が連携する中で効率的に行き渡ることもあれば、逆に言ったら行き着いてない、例えば申請ベースであったりとか、対象が明確でない、対象者は分かるけど申請ベースでももらえるものを財政として予算組んでいるとか、もしくはこうやって、小中学生でも相手が分かっているけど行っているのかとか、こういう急を要する対策にお金がついて事業を実施して予算も組んでいるけども、それがそのように検証していくというのは、どこまで財政で把握されるんですかね。

予算組んで事業が行われています、じゃあお米についても配付されています、確定が出ました、だから補正で落とします、じゃあその内容が思ったより大きかったと。これ全然行き着いてなくて周知できとったのかとか、いろんな検証が今後あると思うんですけど、どの時点で担当課とその事業の目的を達しているのかというのを追うタイミングというものはあるんですかね。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 財政でございますので、基本的に財政とその所管の部局との折衝というのは、補正の例えば増であるとか減であるとか、予算の要求があったときにお話をするというのが基本でございます。あわせてその事業の実施については所管の部課のほうが責任を持ってやるということもまた一つのベースでございます。

特に今回、事業は、3月補正ですから減のところが多うございますけれども、全て1個1個細かく確認しているわけではないんですけれども、当然予算として組んでいる目的が達成しているのか、落とし過ぎじゃないだろうか、もしくは、事業が終わっているのであれば全部落とせるんじゃないとか、そういうところについては、その金額的な面でござ

いますけれども、そこは財政のほうでも確認をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） これまでが補正が全部総務に上がってきて、事業は結局、内容についてはもう各所管がという中で総務に上がってきて、その検証というのは各本当は常任委員会でまたしっかり見ていくところなんでしょうけど、そもそもが、その実施後に各常任委員会でその事業について見ていくところがあったので、こういったタイミングでこういった形で議会側、委員会におかれてもどう見ていっていいのかなとちょっと思ったものですからそんな質問をさせていただきました。

○委員（辻本美恵子君） いいですか、ちょっと今ので。

○委員長（波多江祐介君） はい。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば、33ページの住民税非課税世帯等への緊急支援給付金支給事業、これ結局5,000万補正減しているんですよね。今で言えば事業がもう終わったから確定したので5,000万要らなかったから落としますという、この5,000万、全体として大きな中から5,000万を落とすということは、財政としては、これはこの事業としてはきちんと行われたという判断ができた上で5,000万落としたということ、原課から詳しい事情聞いた上で、そうだね、もう要らないねということで確定したのか。ちょっとこれも金額大きなきったけど、結局そんなに対象者いなかったのかなと。

今で言えば、委員長が言われたように、行き届いてない。特にこれは後で追加でやっ
てきているので、対象者が分からないという部分での支給だったと思うんですね。じゃあ
情報が行き届いてなくて結果として余ったのであれば、事業の目的が初期の目的が達成さ
れたのかどうかはちょっと分かりにくいんですよ。その辺は、今で言えば確認したと
いうふうに理解していいんでしょうかね。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今、住民税非課税世帯の分でちょっとお話がありました。こ
の予算を計上するときに、委員の皆様方から様々御意見、お話を受けました。当然そのお
話を踏まえて私たち対応していくんですけども、特に周知の話、きちんと行き届くよう
にというお話を受けていましたので、今回所管のほうから補正の減が出てきた際に、そこ
の周知は、行き届くようにきちんと行ったのか、どういう動きを取ったのかというのは確
認した上で今回減額をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） これも関連になるんですけど、41ページの扶助費の生活保護事業もそうなんですけど、これもやっぱり額が大きいんですけど、やっぱり関連、やっぱり同じような感じで認識してよろしいんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 尾形係長。

○財政担当係長（尾形基貴君） 生活保護事業につきましては、医療扶助の分について減、減っておりましたので、それに伴いまして今回補正減しているところでございます。

状況といたしましては、令和3年の4月から健康管理支援員さんを任用して、保健指導ですとか病院の受診勧奨など重症化を予防する取組を進めてきておりまして、その成果が出始めたものではないかというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） コロナ関連予算がずっとここ数年続いて、どこかの一定の期間で、単年度で今予算、その検証しながら、元の予算といいますか戻ってきつつあると思うんですけど、一定の期間で振り返って、膨大な過去に例のないような予算が続いた、また国、県の補助が来てそれに対策に講じた、そのような中で、課を超えているような給付金支給されたことがどんな効果があったのか、やっぱりそういった検証することが。

国はそうやって進めても結果的に市町村が対応してきて、ある面じゃあ勤務時間も逼迫をした、ある面じゃあ対応を行政じゃなくてもうほかに依頼したこともあるし、まして、もっと言ったらその効果で助かった方もいらっしゃるし、いろんな面で効果を検証することが、例えば、今回はたまたま国、県の補助だったかもしれないけど、例えば市単費で行うことによってさらに効果が生まれることが今後あるのではないかと、何か一定の期間で、ここ3年のそういったの見ていくのも必要かなというふうに思ったりしております。

それでは質疑を打ち切ります。

それでは、議案第15号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第15号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、令和5年度筑紫野市一般会計暫定予算の件を議題といたします。

執行部から説明お願いいたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、議案第25号、令和5年度筑紫野市一般会計暫定予算について御説明をいたします。

暫定予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回、一般会計におきましては、統一地方選挙を控えているため、暫定予算としているところでございます。

まず第1条の歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ170億9,500万円と定めております。

次に第2条につきましては、地方債ということで第2表に定めております。

次に第3条でございますが、一時借入金ということで、一時借入金の借入れの最高額は30億円と定めております。

そして第4条では、歳出予算の流用について定めております。

次に、別途お配りをしております令和5年度筑紫野市一般会計暫定予算説明資料とあるかと思いますが、こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 今日の配付資料の、もう後ろのほうよ。

○財政課長（鶴川和宜君） ではすみません、資料の1ページでございます。

まず、1の予算編成の基本的な考え方についてでございます。

繰り返しになりますけれども、令和5年度の一般会計予算につきましては、4月に統一地方選挙を控えているため、暫定予算としております。

この暫定予算編成に当たっての基本的な考え方でございますけれども、市民生活に必要な公共サービスを提供するために、4月から7月までの4か月間に必要な経費を計上することを基本としております。ただし、市民生活の安全・安心に関わるもの、早期の対応が

必要なもの、国や県の補助事業や継続性が求められる事業などは、年間所要額を計上しているところがございます。

ここで暫定予算について補足で御説明を差し上げたいと思いますが、この暫定予算とは、本予算が成立するまでのいわゆるつなぎ予算であります。既に執行済みのものがあれば吸収をされることとなりますけれども、この暫定予算というのは本予算成立時にその効力を失うこととされております。また、あくまでつなぎの予算でありますことから、必要最小限の経費を計上することとなっております。政策的な経費につきましては、年間を通じた予算であります本予算に計上して、6月議会に提案をさせていただく予定としております。

では、資料に戻りまして、次に2の歳出予算の概要についてでございます。

それぞれの区分ごとに暫定予算額を記載しておりますが、その合計額は170億9,500万円となっております。

なお、区分ごとの予算計上に当たっての考え方につきましては、一番右の説明の欄に記載をさせていただいております。御覧いただけますように、基本的には4月から7月までの支出見込額を計上することとしております。ただし、物件費や補助費等の部分に記載しておりますように、7月までに年間契約や補助金の交付決定を行う必要があるものがございますので、そのようなものにつきましては年間の所要額を計上しております。また、特別会計につきましては通常予算となっておりますので、繰出金につきましては年間所要額を計上することとしております。また、一部事務組合や国や県に関わる予算につきましても、年間の所要額を計上しているところがございます。

次に、2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、暫定予算に計上している主な事業としまして、年間の所要額を計上しているものや説明が必要と思われる事業など、財政課のほうで20事業をまとめさせていただいております。

まずは、ナンバーの1のコミュニティバス等運行事業でございますが、予算額として3,560万4,000円を計上させていただいております。一番右の内容の部分となりますけれども、事業としてはコミュニティバスや御笠自治会バスを運行する事業でございますが、御笠自治会バスの車両2台を更新するものでございます。この車両につきましては、令和5年度には走行距離が20万キロを超える見込みとなっております。安全・安心に関わることであるため、年間の所要額を計上させていただいております。

次に、ナンバー2の地域公共交通計画策定事業でございます。こちらは新規事業となりますが、内容としましては、法改正により地域公共交通体系の最適化を図るため地域公共交通計画を策定するというもので、予算額は1,012万円としております。この計画は、法令の義務づけがあるものであり、計画策定のスケジュール上速やかに策定作業に取り組みたいため、暫定予算に計上をさせていただいているものでございます。

次に、ナンバー3の筑紫野市総合計画策定事業でございます。こちらは110万5,000円を計上させていただいております。内容としては、令和6年度からを計画期間とする第7次総合計画を策定するものでございますが、策定に係る委託料については年間の所要額を計上させていただいております。

次のナンバー4から8にかけては、選挙執行に関する事業や特別会計への繰出金に関する事業となっております、それぞれ年間の所要額を計上させていただいております。

次に、ナンバー9になります。AED機器更新事業でございます。こちらは482万円を計上させていただいております。内容としましては、令和5年度に耐用期限を迎える、今あるAEDの機器、43台を更新するというものでございます。この事業につきましては、安全・安心に関わるものであるため、年間の所要額を計上させていただいております。

次に、ナンバー10の新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。こちらは1億5,517万8,000円を計上させていただいております。内容としましては新型コロナウイルスワクチンの接種を行うというものでございますが、この事業につきましては7月までの4か月間の経費を計上させていただいております。

次に、3ページに移りまして、ナンバー11の産後ケア事業でございます。こちらは新規事業となっておりますが、これは昨年の12月議会にて債務負担行為を設定させていただいたものでございます。予算額は217万4,000円でございますが、内容としましては、出産から間もない産婦の育児を支援するため、自宅訪問による保健指導や育児相談を行うというものでございまして、4月1日からの事業開始を予定しているため、暫定予算に計上をさせていただいております。

次のナンバーの12から14にかけては、一部事務組合や特別会計に対する事業となっておりますので、それぞれ年間所要額を計上しております。

次にナンバーの15でございます、急傾斜地崩壊対策事業でございます。こちらは1億5,086万円を計上させていただいております。内容としては、筑紫小学校プール下ののり面の崩壊防止措置を行うものでございます。この事業につきましては、補助の関係もござ

いますけれども、やはり安全・安心に関わるものであるため、年間の所要額を計上させていただきます。

次に、ナンバー16の天拝公園北側道路整備事業でございます。こちらは5,179万1,000円を計上させていただきます。内容としましては、公園周辺の利便性向上と交通混雑緩和を図るため、天拝公園北側に道路の整備を行うものでございます。こちらの事業は、国の補助金を活用する事業でございますので、年間の所要額を計上させていただきます。

次のナンバー17から19にかけては、公営企業や一部事務組合などに対する事業でございますので、それぞれ年間の所要額を計上しております。

そして最後に、ナンバー20の自治公民館設置補助事業でございます。こちらは913万8,000円を計上させていただきます。内容としましては、自治公民館の修繕や改修に係る費用に対して補助を行うものでございます。この事業は、7月までに補助金の交付決定を行う予定であるため、年間の所要額を計上しております。

次に、4ページをお開きください。

4ページは、款別の予算一覧表ということで、表の左側が歳入、そして右側が歳出となっております。款ごとに前年度の予算額と比較した表となっておりますが、参考として添付をさせていただきます。

以上、主立った部分を御説明をさせていただきましたが、今回の暫定予算に計上しているものも含めまして、改めて6月議会で御審議をお願いすることとなっております。本日は資料を使って御説明のほうさせていただきましたけれども、予算書には全て掲載しておりますので、御確認をいただけたらと思っております。

以上で簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手お願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今説明があった天拝公園北側道路の整備事業の国庫支出金はどういった補助金の名前なのでしょう、これは。

○財政課長（鶴川和宜君） 歳入の部分ですか。

○委員（段下季一郎君） そうですね。どういった補助金を活用してこれ整備したのかなと思って。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 補助金の名称でございますけれども、社会資本整備総合交付金でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手お願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 順番にいいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） はい。

○委員（辻本美恵子君） 83ページ、庁舎の管理事業で電気代が計上されていて、本来であれば全部決算のときなんかは、予算、決算のときには全市役所関係のお尋ねしているんですが、昨年末に契約を変えているので、今回の分は、全体として今電気代が上がっている中で、ここに計上されている、あるいは、ほかのページにも計上されている公共施設の電気料は大体どんな感じで契約されたのかちょっとお尋ねしたい。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 電気料についての御質問でございますけれども、電気料につきましては、さきの補正予算のときも御説明しましたように、価格としてはエネルギー価格は上がっております。

その上で、まず、年間としてどれくらい上がるのかというのをちょっと現時点で試算しているところでは、前年比で約1億5,000万円増額になるのではないかと見込んでいるところでございます。今回、暫定でございますので、この暫定予算には7月までの支出見込額を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 次、93ページの情報系のシステムの、5の17の備品購入費、庁用器具購入費が1,514万4,000円あるんですが、この間筑紫野市もデジタル化が進んできて、恐らくデジタル用の庁用機器の購入かなと思うんですが、もう一つは、議会でもこの庁舎のネット環境を使わせていただいて研修なんかをするんですが、やっぱりスピードがちょっとなかなか追いついていかないのと、途切れ途切れで、もちろん市の職員の方のお仕事も第一だと思うんですが途切れることがあるので、その辺り、ネット環境の充実の費用なのか、その辺りをちょっとお尋ねしたいなと思うんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今お尋ねがありました庁用器具購入費でございますが、この内容としましてはあくまで、更新時期を迎える職員が使用するパソコンを更新したいというものでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 次は127ページ。緊急通報システム、これ339万4,000円で、これまで議会のたび、予算、決算のたびに緊急通報システム、何とか新しいものにならないんだらうかという話をしているんですが、この新しい新年度の予算は339万4,000円は、どういったものなのか。これまで議会から言っている新しいシステムのものになるのか、いやいや、前からのものを買いますという内容なのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） この事業の分でございますけれども、新しいものになるのかというお尋ねではございますが、基本的には機器本体を変更する予定はございませんけれども、新しい機能について追加をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） これは、もう前回からも、このシステムは古いから替えなければならぬということを盛んに言っていたんですね。それにもかかわらずまたその旧システムを買われるということについては、非常にこれは賛成し難い内容でございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 買わないんですね。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 財政のほうでお答えできるとしたら、今まで様々議員さんのほうから御意見をいただいているのは承知をしているところでございます。改めてうちのほうから所管に確認しましたところ、新しい機能として見守りセンサーを追加したいとは考えているところなんですけれども、機器自体を変更はしないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時54分

再開 午後 2 時57分

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

何かほかに御質問がある方は挙手お願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 129ページで介護保険事業の第9期の事業計画策定があるんですが、これは策定のスケジュールなりが分かればいいかな。新たな、ちょっと変わったことも出てきているので、スケジュールだけでも分かればいいんですけど。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） スケジュールについてのお尋ねでございますが、まずこの計画につきましては令和4年から5年度の2か年で計画を策定する予定としているものでございますが、1月にパブリックコメント、そして年度末の3月に完成する予定で計画をしております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかにありましたらお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 199ページの健康ちくしの21策定。先ほどからも、国保のところでも医療費が高騰してきている、国保料金も上がると。じゃあ最終的には筑紫野市民は健康を維持できれば医療費を削減できるというところでは、健康ちくしの21の策定というのは非常に大事だと思うんですね。特に、前期高齢者の健康をいかに保つかというところで、後期になったときの医療費を削減できるというのがもう通説になっているので、この辺り、健康ちくしの21の策定はどれぐらいのスケジュールで策定されるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） こちら健康ちくしの21のスケジュールでございますけれども、こちらにつきましても令和4年から5年度の2か年で計画を策定をする予定でございますけれども、こちらにつきましては11月頃にはパブリックコメントを実施して、年度末の3月には完成をしたいというところで予定をしております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 次、ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 259ページ、外国語教育推進事業が2,211万2,000円計上されていて、これは決算のときに今の委託の内容でどうなのかというところをお尋ねしたら、検討するとしても、次の話の委託契約のときには考えても、どういう方法にするか、委託業者にするのか自前でするのかというところのお返事いただいていたような気がするんですが、これはどういう内容で委託契約になるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 少なくとも財政のほうでお答えできる部分としたら、今回この予算組みにつきましては、現契約が令和5年度までの3年間の契約となっておりますので、暫定予算には現行のままというところで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 契約は現行のままであったとしても、実際に運用されていく中で、これは財政に聞くことではないのであれですが、この1年間の運用状況見て、次の契約にはまた原課が何らか提案してくるというふうに理解しとっていいんでしょうかね。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 必ず変えて出てくるものではないとはまずベースでは思っているんですけども、一般論として、当然どんな事業でもどんな委託の内容でもそうなんですけれども、一定、今回の分が3年契約であるから、3年間の実績とか効果とかを踏まえた上でじゃあ次の契約更新のときにはどうするのかというのを、常に考えてやっておりますので、所管のほうで変えるべきだという判断をされれば、財政のほうにそのような内容で要求があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員（辻本美恵子君） そうだろうなと思いますけど、じゃあ263ページ……。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 263ページの、読書活動推進事業です。ここに会計年度任用職員の部分があるんですが、これは司書の配置と学校図書購入ですが、これもやはり、当初のあれでいえば4か月間、7月までの分だというふうに理解していいんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） はい。今委員おっしゃられましたとおり、7月までの支出見込額を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 最後です、291ページ。さっきのは、金額減ったら司書さんが減るのかなと思ってちょっと心配していたんですが、こっちは筑紫南コミュニティセンターの図書室の運営事業についてです。216万7,000円あるんですが、こちらは市民グループに委託されての委託内容ですが、ここが非常に、市民の努力によって成り立っている図書室ということで、委託の内容ですね。いつも図書購入に非常に困難が伴っているような気がするんです。ここは、この委託内容についてちょっと御説明いただけたらと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） この委託料でいきましたら213万7,000円になっていますけれども、この大まかな財政のほうで知り得ている内容についてお答えしたいと思うんですが、ちょっと今図書購入のお話もありましたけれどもこの委託料の中には、主には運営であるとか研修、そして今お話がありました図書購入に関する費用が入っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これはきちんとした契約内容を取り交わしているというふうに理解していいんですかね。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時06分

再開 午後3時07分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 一般論という形でお答えしたいと思いますが、今回委託で

ございますので、一般的には委託をお願いする場合には委託契約を締結しますので、所管のほうで保管しているものと考えます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに御質問のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に移ります。

議案第25号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

採決に移ります。

議案第25号、令和5年度筑紫野市一般会計暫定予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。20分に再開します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時07分

再開 午後3時20分
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明のために職員の方が入れ替わっておりますので、宗貞部長より紹介お願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 引き続き、総務部管財課でございます。

財産区に関する令和4年度の補正予算、それから令和5年度予算、合計6議案御説明申し上げますので、どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

管財課課長の永利でございます。

- 管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。
- 総務部長（宗貞繁昭君） 管財課管財担当係長の永田でございます。
- 管財担当係長（永田裕二君） 管財課担当の係長、永田です。よろしくお願ひします。
- 総務部長（宗貞繁昭君） よろしくお願いいたします。
- 委員長（波多江祐介君） それでは、議案第20号、令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から説明をお願ひいたします。

永利課長。

- 管財課長（永利俊美君） それでは、議案第20号、令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

お手元にあります補正予算書の63ページをお開きください。特別会計ですね。

- 委員長（波多江祐介君） 黄色の紙ですね。
- 管財課長（永利俊美君） 黄色です。（「黄色」と呼ぶ者あり）
- 委員長（波多江祐介君） その63ですね。
- 管財課長（永利俊美君） はい。63ページです。
- 委員長（波多江祐介君） お願いします。
- 管財課長（永利俊美君） 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ37万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334万円とするものです。

64ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入 2 項財産運用収入296万2,000円を5万円減額し291万2,000円としますし、3 款繰越金1,000円を42万3,000円追加し42万4,000円とするものです。

よって、歳入合計額296万7,000円を37万3,000円増額し、334万円とするものです。

次に、65ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費192万8,000円を56万円減額し136万8,000円とし、2 款積立金93万9,000円を93万3,000円増額し187万2,000円とするものです。

よって、歳出合計額196万7,000円を37万3,000円増額し、334万円とするものです。

それでは、具体的な内容につきまして事項別明細により御説明いたします。

予算書の68ページをお開きください。

歳入の補正予算事項別明細書です。こちらにつきましては御参照のほどよろしくお願ひいたします。

次の70ページ、71ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳出の補正予算事項別明細書及び補正予算に伴う財源内訳です。併せて御参照のほどよろしくお願いいいたします。

続きまして、72ページ、73ページをお開きください。具体的な説明をさせていただきます。歳入についてです。

1款2項1目土地建物貸付収入295万8,000円を4万7,000円減額し、291万1,000円とするものです。こちらにつきましては、湯町駐車場に設置してあります湯町区の防災倉庫の貸付けに関しまして、減免したことによる補正、減額でございます。

次に、1款2項2目利子及び配当金4,000円を3,000円減額し、1,000円とするものです。

3款1項1目繰越金1,000円を42万3,000円増額し、42万4,000円とするものです。こちらにつきましては、前年度繰越金額が確定したものによる増額をするものでございます。

次に、74ページ、75ページを御覧ください。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費8節特別旅費56万円につきまして、コロナ禍の影響により次年度へ視察を見送ったことにより全額補正、減額としたものでございます。

2款1項1目積立金93万9,000円を93万3,000円増額し、187万2,000円とするものです。

以上で令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を終わらせていただきます。

なお補正予算につきましては、2月21日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決されますようよろしくお願いいいたします。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。質疑のある方は挙手お願いいいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 倉庫用地の貸付料、補正減の、減免というのはいいんですけど、大体この予算が計上されたときに湯町区の防災倉庫に何で市がお金を取らないといけないのかなというのをちょっと思っていたんですが、この減免に至る経過というのをちょっと説明していただけたら。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 湯町区の防災倉庫の経緯でございますが、まずもって、平成26年度に湯町区のほうから、湯町駐車場のデッドスペースに倉庫を置かせてほしいという

御依頼がありました。その中で管理会に諮ったところ、倉庫については貸付料をもって徴収するというので、貸付けを行ってよいという同意を得たところでございます。

こちらの倉庫については、2年ほど前から管理委員の皆様から防災倉庫で使われてあるのならば減免するべきではないかという意見がありましたので、今年度に管理会の中で最終的に話し合っていて、そういうことであれば減免するべきであろうという意見が多かったものですから、今年度より減免したという形を取らせていただいたところがございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第20号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第20号、令和4年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から説明お願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第32号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算につきまして御説明させていただきます。

まず、令和5年度の特別会計の予算書、141ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291万1,000円とするものでございます。

次に、142ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入291万7,000円、2 款繰入金1,000円、3 款繰越金1,000円、4 款諸収入2,000円、合計いたしまして292万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。143ページをお開きください。

1 款総務費187万2,000円、2 款積立金94万9,000円、3 款予備費10万円、合計いたしまして292万1,000円とするものでございます。

予算書の146ページをお開きください。

歳入の前年度の比較でございます。御参照のほどよろしく願います。

続きまして、148ページ、149ページをお開きください。

歳出の前年度比較及び財源の内訳でございます。御確認のほどよろしく願います。

続きまして150ページ、151ページにつきまして、詳しく御説明させていただきます。歳入でございます。

1 款財産収入1 項財産売払収入1 目の土地建物収入は、1,000円計上しております。

次に、2 項財産運用収入です。1 目の土地建物貸付収入291万1,000円です。内訳は、湯町駐車場の使用料として287万7,000円、六反の共同利用施設敷地貸付料として2万2,000円、電柱敷地貸付料として1万2,000円を計上しております。

次の2 目利子及び配当金5,000円です。こちらは積立金の利子を計上しております。

続きまして、2 款1 項1 目繰入金、3 款1 項1 目繰越金、4 款諸収入1 項1 目預金利子につきましては、名目で1,000円計上しております。

次に、152ページ、153ページをお開きください。

2 項1 目雑入は、名目で1,000円を計上しております。

以上、歳入合計額292万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。154ページ、155ページをお開きください。

まず、1 款総務費1 項総務管理費1 目一般管理費160万5,000円です。この内訳でございますが、1 節の報酬、管理委員の報酬で15万4,000円を計上しております。3 節職員手当等は職員手当と時間外勤務手当として1万円を計上しております。8 節旅費は60万4,000円でございます。内訳につきましては、管理委員の方の費用弁償として4万2,000円、職員の普通旅費として2,000円、特別旅費として56万円を計上しております。この特別旅費につきましては行政視察でございます。9 節交際費は、管理会の交際費として1万5,000円を計上しております。10 節需用費3万2,000円は、消耗品と食糧費——お茶代として計

上しております。11節役務費は郵便料で3万円となっております。27節繰出金は77万円計上しております。こちらは、当該財産に係る事務を管財課職員が行っているため、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、2目の財産管理費25万7,000円を計上しております。まず10節の需用費17万1,000円を計上しております。内訳は、消耗品費1万1,000円、印刷製本費4万2,000円、電気料1万8,000円、修繕料10万円となっております。11節役務費は保険料として6,000円を計上しております。12節委託料7万9,000円を計上しております。内訳は、湯町駐車場の清掃業務委託料として4万9,000円、消防設備保守点検業務といたしまして3万円を計上しております。

次に、2款1項1目積立金です。94万9,000円を計上しております。

3款1項1目予備費として10万円を計上しております。

以上、歳出合計額292万1,000円を計上しております。

以上で令和5年度二日市財産区特別会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

なお本予算につきましては、2月21日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第32号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第32号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号、令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

永利課長、今度詳細は読まれなくてもいいですよ。もう私でも同じように見ているので。

○管財課長（永利俊美君） よろしいですか。

○委員長（波多江祐介君） はい。もし割愛できるところあれば。また、特別に御説明されるところは御説明されて結構です。

○管財課長（永利俊美君） 分かりました。それでは、よろしいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） はい。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第21号、令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

お手元にあります特別会計の補正予算書の77ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232万3,000円とするものです。

78ページをお開きください。まず歳入でございます。

1款財産収入2項財産運用収入10万5,000円を13万3,000円増額し23万8,000円とし、2款県支出金1項県補助金154万5,000円を82万9,000円減額し71万6,000円とし、3款繰越金1,000円を111万2,000円増額し111万3,000円とし、5款繰入金187万8,000円を162万4,000円減額し25万4,000円とするものです。

よって、歳入合計額353万1,000円を120万8,000円減額し、232万3,000円とするものです。

次に、79ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費348万1,000円を120万8,000円減額し、232万3,000円とするものです。

よって、歳出合計額353万1,000円を120万8,000円減額し、232万3,000円とするものです。

それでは、具体的な内容につきまして事項別明細書により御説明いたします。

予算書の82ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳入の補正予算事項別明細書でございます。御確認のほどよろしくをお願いいたします。

次の84ページ、85ページにつきましては、歳出の補正予算事項別明細及び補正予算に伴う財源内訳でございます。併せて御確認をお願いいたします。

続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。

86ページ、87ページをお開きください。歳入でございます。

1款2項2目利子及び配当金1,000円を13万3,000円増額し、13万4,000円とするものです。こちらにつきましては、令和3年度事業におきまして、福岡県広域森林組合のほうから利益が出たため配当金がありました。そういったもので13万3,000円増額し補正するものでございます。

次に、2款1項1目造林補助金154万5,000円を82万9,000円減額し、71万6,000円とするものです。こちらにつきましては、育林事業の下刈りの業務委託料が確定いたしましたのでそれに伴う国補助金の補正減でございます。

3款1項1目繰越金1,000円を111万2,000円増額し、111万3,000円とするものです。こちらにつきましては、前年度の繰越金が確定したため増額するものでございます。

5款1項1目繰入金187万8,000円を162万4,000円減額し、25万4,000円とするものです。こちらは前年度繰越金が確定したものである繰入金を減額するものでございます。

次に88ページ、89ページを御覧ください。歳出でございます。

1款1項2目財産管理費12節委託料291万9,000円を120万8,000円減額し、171万1,000円とするものです。こちらにつきましては、育林事業の下刈りの業務委託料が確定したものである補正減でございます。

以上で、令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を終わらせていただきます。

なお、補正予算につきましては、2月20日に開催いたしました御笠財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手お願いいたします。

質疑を打ち切ります。ただいまから……。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 89ページの財産管理費の育林事業の委託料、補正減ですけど、これ何か理由があるんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） こちらについては、契約したものが施工面積とか変わったことにより入札減とか、施工面積変更による確定に伴って費用が確定いたしましたので落と

すような形です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 面積変わったなら、面積、何々が何々に変わったというふうに教えていただけたら分かりやすいですけど。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） すみません、施工面積が大きく変わったわけではなくて、草刈りになりますので、大きな面積を変えたわけではありません。草刈りになりますので、切る面積はすごく変わったわけではなくて、入札減と少し切らなくていいところが出てきたとかそういった細々したものが積み重なって補正減という形を取らせていただいております。

○委員（辻本美恵子君） 分かりました。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

議案第21号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第21号、令和4年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第33号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から説明お願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第33号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算につきまして御説明させていただきます。

令和5年度の特別会計予算書、157ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ295万3,000円とするものです。

次に、158ページをお開きください。まず歳入でございます。

1 款財産収入10万5,000円、2 款県支出金139万1,000円、3 款繰越金1,000円、諸収入2,000円、5 款繰入金145万4,000円、合計いたしまして295万3,000円とするものでございます。

次に、歳出、159ページをお開きください。

1 款総務費290万3,000円、2 款予備費5万円、合計いたしまして295万3,000円とするものでございます。

予算書の162ページをお開きください。

歳入の前年度の比較でございます。こちらにつきましては御確認のほどよろしくお願いたします。

続いて、164ページ、165ページにつきましては、歳出の前年度比較及び本年度予算の財源内訳でございます。御確認のほどよろしくお願いたします。

続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。

166ページ、167ページをお開きください。

1 款財産収入1 項財産売却収入1 目の土地建物収入は、名目で1,000円計上しております。

次に、2 項財産運用収入です。1 目の財産貸付収入10万3,000円を計上しております。内訳につきましては、電柱の敷地の貸付料でございます。次の2 目利子及び配当金は1,000円を計上しております。こちらにつきましては積立金の利子でございます。

続きまして、2 款県支出金1 項県補助金1 目造林補助金として、139万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、造林事業に伴う国、県等からの補助金でございます。

続いて、3 款1 項1 目繰越金、4 款諸収入1 項1 目預金利子につきましては、名目で1,000円を計上しております。

次に、168ページ、169ページをお開きください。

2 項1 目雑入は、名目で1,000円計上しております。

5 款1 項1 目繰入金は、145万4,000円を計上しております。

以上、歳入合計額が295万3,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。170ページ、171ページをお開きください。

まず、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費56万2,000円でございます。こちらにつきましても、管理委員の報酬でございます。8節旅費4万2,000円でございます。こちらにつきましても、管理委員の費用弁償でございます。10節需用費につきましてもは消耗品と食糧費、お茶代を計上しております。11節役務費は郵便料として5万円計上しております。27節繰出金につきましてもは34万2,000円を計上しております。こちらにつきましてもは、該当財産に係る事務を管財課職員が行っておりますので、その事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、2目の財産管理費234万1,000円でございます。まずこの内訳でございますが、10節の需用費につきましてもは消耗品を計上しております。12節委託料につきましてもは183万4,000円を計上しております。内訳につきましてもは、財産区有地内の育林事業の下刈り業務委託料として178万2,000円を計上しております。

詳細につきましては、お手元にお配りしております追加の資料でございます。こちらです。開いていただくと1ページを開いていただくと図面が掲載しておりますので、こちらを。配付しております、追加の資料の1ページをお開きください。

こちらが、御笠財産区有林の育林事業の業務委託の位置図でございます。色で着色しておりますが、平成25年度から令和3年度までに行った育林事業の箇所図でございます。令和5年度におきましてもは、令和元年度に植栽したエリアの下刈り4.63ヘクタールですね、こちらが以前現地を視察していただいたところの場所になっております。それと、令和3年度に植栽したエリアの下刈り2.89ヘクタールを行う予定でございます。令和5年度につきましてもは、育林事業の業務委託につきましてもは、下刈り業務委託を予定しているところでございます。

それでは、予算書の171ページにお戻りください。

育林業務委託とは別に、看守人業務といたしまして巡視業務委託料5万2,000円を計上しております。次に、14節工事請負費として50万円、こちらにつきましてもは今後の災害等を見据えて作業道の補修工事費用として計上しております。24節積立金として2,000円を計上しております。

最後に、2款予備費1項予備費1目予備費として5万円を計上しております。

以上、歳出合計額295万3,000円を計上しております。

以上で令和5年度御笠財産区特別会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。なお、本予算につきましては、2月20日に開催いたしました御笠財産区管理会において

御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 議案第33号について質問がある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

それでは討論を行います。

議案第33号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第33号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号、令和4年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第22号、令和4年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

お手元にお配りしております、令和4年度の特別会計補正予算書の91ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ299万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ584万1,000円とするものでございます。

92ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入 2 項財産運用収入67万6,000円を34万2,000円増額し、101万8,000円とするものでございます。

3 款繰入金216万2,000円を216万1,000円減額し、名目1,000円とするところでございます。

4款繰越金1,000円を481万8,000円増額し、481万9,000円とするものでございます。

よって歳入合計額284万2,000円を299万9,000円増額し、584万1,000円とするものでございます。

次に、93ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費273万8,000円を56万減額し、217万8,000円とするものでございます。

2款積立金4,000円を355万9,000円増額し、356万3,000円とするものでございます。

よって、歳出合計284万2,000円を299万9,000円増額し、584万1,000円とするものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては事項別明細により御説明いたします。予算書の96ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳入の補正予算事項別明細書でございます。後ほど御確認のほどよろしくお願いいたします。

次の98ページ、99ページにつきましては、歳出の補正予算事項別明細書及び補正予算の財源内訳でございます。併せて御参照のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。

100ページ、101ページをお開きください。歳入についてでございます。

1款2項2目利子及び配当金3,000円を34万2,000円増額し、34万5,000円とするものでございます。こちらにつきましては、令和3年度事業において、利益があったため福岡県広域森林組合より配当金があったものでございます。

3款1項1目繰入金216万2,000円を216万1,000円減額し、名目1,000円とするものでございます。こちらにつきましては、前年度繰越金が確定したことに伴いまして繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目繰越金、名目1,000円を481万8,000円増額し、481万9,000円とするものでございます。こちらにつきましては、前年度繰越金が確定したものでございます。

次に、102ページ、103ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費8節の特別旅費の56万円につきましては、コロナ禍の影響により行政視察につきまして次年度へ見送ったことにより全額補正減としたものでございます。

2款1項1目積立金4,000円を355万9,000円増額し、356万3,000円とするものでございます。

以上で令和4年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を終わらせていただきます。

なお補正予算につきましては、2月24日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

議案第22号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第22号、令和4年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算の件を議題といたします。

執行部のほうから説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第34号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算につきまして御説明させていただきます。

令和5年度の特別会計予算書、173ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,558万7,000円とするものでございます。

次に、174ページをお開きください。歳入予算でございます。

1 款財産収入3,879万1,000円、2 款県支出金1,375万6,000円、3 款繰入金303万7,000円、4 款繰越金1,000円、5 款諸収入1,000円、合計いたしまして5,558万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。175ページをお開きください。

1 款総務費5,548万2,000円、2 款積立金5,000円、3 款予備費10万円、合計いたしまして5,558万7,000円とするものでございます。

予算書の178ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳入の前年度の比較でございます。御参照のほどよろしく願います。

続いて、180ページ、181ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳出の前年度比較及び本年度の財源内訳でございます。御参照のほどよろしく願います。

続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。

182ページ、183ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入 1 項財産売払収入3,811万5,000円です。立木売払収入として3,811万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、利用間伐事業における立木売払収入の見込みとなっております。詳細につきましては、後ほど歳出の委託料のところでお説明させていただきます。

2 目の土地売払収入につきましては、名目1,000円を計上しております。

次に、2 項財産運用収入です。1 目の財産貸付収入67万3,000円です。こちらにつきましては、電柱敷地の貸付料でございます。

次の2 目利子及び配当金につきましては、名目で1,000円計上しております。同じく、3 目の分収金につきましても名目1,000円で計上しております。

続いて、2 款県支出金 1 項県補助金 1 目造林補助金といたしまして、1,375万6,000円でございます。こちらにつきましては、造林事業に伴う国、県からの補助金等でございます。

続いて、3 款 1 項 1 目繰入金でございます。繰入金といたしまして303万7,000円を計上しております。

次の184ページ、185ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目繰越金、5 款 1 項 1 目預金利子、次の2 項雑入は、名目で1,000円を計上しております。

以上をもちまして歳入合計額5,558万7,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。186ページ、187ページをお開きください。

こちらにつきましてはまず、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費が179万4,000円

でございます。内訳につきましては、報酬と、3節の時間外勤務手当、8節につきましては特別旅費、これは行政視察になっております。9節の交際費については、管理会の交際として2万円を計上しております。10節につきましては消耗品等を計上しております。11節の役務費は郵便料、27節は繰出金として、こちらにつきましても当該財産に係る事務を管財課職員が行っておりますので、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、1款総務費1項総務管理費2目の財産管理費でございます。こちらにつきましては5,338万8,000円を計上しております。内訳につきましては、10節が需用費として消耗品、被服費を上げております。11節につきましては、こちらにつきましては保険料等名目で上げておるところでございます。12節につきましては、委託料として5,261万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、財産区有林内の利用間伐事業、主伐・造林事業、育林事業と財産区有地の巡回の業務委託料でございます。内訳につきましては、利用間伐事業が771万1,000円、主伐と造林事業が4,200万7,000円、育林事業が274万2,000円、財産区有地の巡視業務が15万4,000円と計上しているところでございます。

詳細につきましては御説明させていただきます。配付しております先ほどの施工箇所図です、こちらの2ページをお開きください。

こちらが、平等寺山財産区有林の育林事業の業務委託の位置でございます。平成25年度から令和3年度まで行った育林事業を行った箇所図でございます。

図面の上段の真ん中ですが、オレンジ色で着色している部分がございます。こちらが平成27年度に利用間伐を行いました。このとき一部樹木が販売できるほど成長してなかったため残しておりましたけども、今回樹木が販売できる適齢期を迎えたため、主伐を行い植栽するものでございます。施工面積は8.38ヘクタールを予定しているところでございます。

次に、図面の下段の真ん中のグレーで着色している部分は、一部樹木が販売できる適齢期を迎えたため、こちらにつきましては間伐を行って、育林事業を進める予定でございます。施工面積は4.96ヘクタールでございます。

次に、3ページをお開きください。こちらが、施工面積8.38ヘクタールの主伐、人工造林の計画書でございます。

販売する樹木は林齢73年の杉1,074本と、林齢70年、73年のヒノキ4,613本を予定しているところでございます。

次に、素材の売上げ見込みです。杉につきましては税抜きで984万4,000円、ヒノキにつきましては税抜きで2,512万円でございます。単価につきましては、杉が立米単価で1万1,500円、ヒノキが1万6,000円を予定しているところでございます。杉、ヒノキ合計いたしまして税込みで3,846万400円の見込みでございます。また、筑前町にバイオマスの工場ができたことによりまして、チップの搬入ができるようになりました。そのため、チップの売上げといたしまして税込みで143万2,500円を計上しているところでございます。

県等の補助金といたしまして935万2,930円で、収入総計といたしまして4,924万5,830円を見込んでおるところでございます。

続きまして、支出でございます。

材木を売るための市場手数料といたしまして631万524円、主伐、人工造林の業務委託料といたしまして4,200万6,436円を計上しております。合計いたしまして4,831万6,960円の支出を見込んでいるところでございます。

以上、収入の総計4,924万5,830円から、支出の見込額でございます4,831万6,960円を差し引いて、92万8,870円の利益を見込んでいるところでございます。

次に、4ページをお開きください。こちらが施工面積4.96ヘクタールの利用間伐の計画書でございます。

販売する樹木は、林齢60年の杉675本と、林齢60年のヒノキ813本です。

売上げの素材、売上げ見込みといたしまして、杉が税抜き253万円、ヒノキが税抜き225万6,000円です。単価につきましては、杉が1万1,500円、ヒノキが1万6,000円でございます。合計いたしまして税込みで526万4,600円の見込みをしているところでございます。また、チップ代といたしまして税込み18万円、県等の補助金といたしまして440万3,070円、売上総計額984万7,670円を見込んでいるところでございます。

支出につきましては、材木を売るための市場手数料といたしまして91万1,526円で、利用間伐の事業の業務委託といたしまして771万896円、合計いたしまして862万2,422円の支出を見込んでいるところでございます。

以上、売上総額984万7,670円から、支出見込額の862万2,422円を差引きいたしまして、122万5,248円の利益を見込んでいるところでございます。

戻りまして、予算書187ページにお戻りください。

14節工事請負費として40万円、15節原材料費として名目1,000円を計上しております。18節負担金、補助金につきましては名目1,000円を計上しております。

次に、1款総務費1項総務管理費3目林道費の18節の負担金、補助金及び交付金につきましては、30万円を計上しております。こちらにつきましては、九千部道路の管理会への負担金でございます。

2款積立金1項積立金1目積立金のうち、24節積立金につきましては5,000円を計上しております。

次に、188ページ、189ページをお開きください。

最後に、3款予備費1項予備費1目予備費のうち、30節予備費として10万円を計上しております。

以上、合計いたしまして、歳出合計額5,558万7,000円を計上しておるところでございます。

以上で、令和5年度平等寺山財産区特別会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

なお、本予算につきましては、2月24日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 議案第34号、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第34号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第34号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

職員の方の入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時10分

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わり、また桑野部長がお見えですので、出席の職員の方も併せて紹介をお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） 所管事務報告、地域公共交通についてから総合計画の策定についてまで、御説明差し上げます職員を御紹介いたします。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） 企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、所管事務報告に入らせていただきます。

地域交通について、執行部のほうから説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、地域公共交通につきまして、お配りしております地域公共交通計画策定事業についてという資料を用いて御説明申し上げます。

まず概要でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、国が定める基本方針に則して、地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通計画というものを策定することが地方自治体の努力義務と位置づけられております。また、この法改正に併せまして、国が乗合バス事業者等に対して交付しております補助金については、当該乗合バスの沿線自治体が策定する地域公共交通計画に当該乗合バス路線の必要性が明記されていることなどが要件とされたことから、速やかに地域公共交通計画策定事業に取り組みたいというものでございます。

次に、予算についてでございます。

歳出予算といたしまして、地域公共交通計画策定事業負担金として1,012万円を計上させていただきます。内容といたしましては、地域公共交通会議への負担金となっております。

次に歳入予算でございますが、地域公共交通活性化協議会返還金という形で雑入500万円を計上させていただいております。こちらについては、地域公共交通会議が交付を受けた補助金相当額となっております。

米印でございますけれども、この計画については交通会議が策定主体となりまして、国庫補助金として計画策定に要した経費の最大2分の1が地域公共交通会議に交付されることになっております。そのため、策定に要する経費全額を一旦交通会議に負担金として支出いたしまして、国から補助金が交付された後に補助金相当額を交通会議から市に返還するというスキームを取らせていただきたいと思いますと考えております。

次に、策定スケジュールの案でございます。策定経過を随時議会に報告をさせていただきながらという形にはなりますが、まず今議会終了後、第1回交通会議を開催いたしまして策定手法等を協議したいと考えております。その後、策定支援を行う事業者をプロポーザル方式により募集し契約、第2回交通会議を開催いたしまして、プロポーザル提案内容などを勘案しながら策定方針を協議、その後、地域懇談会、アンケート、こういった形で市民の意見を聴取し、そこから導き出される調査結果、意見の分析などを行いまして、課題の抽出、対応策の検討などを進めてまいりたいと考えております。その後、計画案を策定しパブリックコメントという形で市民の意見を伺い、意見を踏まえて計画案の修正を行いながら、最終的には年度末を目標に計画の決定をしていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目でございます。参考資料の1として、地域公共交通計画の概要という資料を添付しております。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとしての本計画を策定することが求められております。

計画のポイントといたしましては、まちづくり施策や観光施策との連携、そして幹線、支線の役割分担の明確化、地域の多様な輸送資源の活用、MaaS等の新たな技術の活用、そして地域の移動ニーズをしっかりと踏まえること、こういうポイントを押さえながら、利用者数、収支、そして行政負担額などの定量的な目標をしっかりと踏まえた上で、データに基づくPDCAで施策を推進していくことが求められている計画でございます。

次に下側でございます。地域公共交通計画と補助制度との連動化という資料でございますけれども、黄色のマーカを引かせていただいておりますが、これまでの補助制度は法定計画の作成を要件としていなかったが今後は補助制度と連動化させるということで、各

種の補助を適用するためには計画が不可欠になりつつあるという状況でございます。

そして最後、3枚目に御笠自治会バスの資料を添付させていただいておりますけれども、こちらについてはちょっと本題から少しそれますので、御意見を賜った後、最後に御説明を申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君）　すごい早口で。

○企画政策課長（中尾泰明君）　すみません。

○委員長（波多江祐介君）　説明いただきましたけど、御質問のある方、挙手をお願いいたします。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　直接関係あるかどうか分からんけど、あそこのカミーリヤから農トレにバスを回してくれという意見が強いんだけど。何か卓球を練習してみたり、いろいろな人たちがあって、あそこに行かないかんから、何で農トレに行かんやろかといって言う人があったので、これどこから乗ってんかなとも思うんだけど、検討の余地がありはせんかなと思っていますので、どうですかね。

○委員長（波多江祐介君）　中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　まず、今現在でございますけれどもカミーリヤにはコミュニティバスが乗り入れを行っておりますけれども、農業者トレーニングセンターについてカミーリヤバスだけが今停車をしているという状況であったかと思えます。

今回、スケジュールの中にも入れさせていただいておりますけれども、地域の中で様々皆さん、ここにバスが必要じゃないかという御意見などお持ちかと思えますので、まずは各地域の懇談会などを開いて地域のニーズを吸い上げ、その中にもできるものできないものがあるかと思えますので、しっかり御意見を伺った上で実現可能性について検証してまいりたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君）　ほかに質疑のある方。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君）　資料の2枚目の計画のポイントの中の3番目ですかね、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せのところのこの自家用有償旅客運送というのはどういった、内容かを教えていただきたいと思えます。

○委員長（波多江祐介君）　中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この自家用有償旅客運送でございますけれども、本来乗られる方から料金を支払ってもらって運送をするという事業の形態につきましては、いわゆる緑ナンバーの旅客運送事業として行う必要がございますけれども、一定の要件を満たせば、白ナンバーの車でも料金を徴収して運送するという制度が道路運送法の中で認められております。本市では、御笠自治会バスがこの自家用有償旅客運送の形態を今取らせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○委員（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。よろしいですか。

ちょっと一つだけいいですかね。この策定に伴って、今までも計画をして今コミュニティバス、自治会バスが回っているんですけども、今後は国としてもこういったいろんな手法を取り入れてしっかり計画をつくりなさいという中で、例えば筑紫野市だけではなくて、例えば太宰府とか近隣市との関連とかいうのも中身に入っているんですか、検討課題には。中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 検討課題として近隣との連携の部分がどうなっているのかという点でございますけれども、当然、筑紫野市の交通の計画でございますのでメインはやはり筑紫野市の課題を取り上げていくことになろうかと考えております。しかしながら、バス路線の補助などを見据えた場合でございますが、西鉄の二日市駅から太宰府方面、五条方面に乗り入れをしているバス等もございますので、そういったバス路線の必要性、今後の方向性等については、沿線自治体である太宰府市としっかりと協議をして、共同歩調を取る必要はあるのかなと考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） じゃあ質疑を打ち切ります。

続きまして……。

○企画政策課長（中尾泰明君） 委員長、すみません、1点だけ御笠自治会バスについて報告をさせていただいてもよろしいでしょうか。交通に関連をして、併せて報告をさせていただきたいと思っております。

御笠自治会バスの運行ルートを改正しますというチラシを御覧いただいてもよろしゅうございますでしょうか。

こちらについてでございますが、令和5年4月から筑紫野中学校に竜岩地区の新中学1年生が入学をするということになっておりますので、地域の皆さんの御意見を踏まえ、新たに筑紫野中学校北というバス停を設けて、現在は柚須原から御笠コミセンまでを運行しておりますスクールバス部分も、筑紫野中学校まで延伸をする方向で現在調整をしております。

またこれと併せまして、裏面に記載をしております最終便の利用が少ない区間、こちらについては、予約運行に切り替えること等の見直しについても検討しているところでございます。

この内容について、地元コミュニティ、そして自治会との合意形成、さらには国、県との協議も良好に調いつつありますので、周知を図った上で4月1日からの改正を目指して準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 追加で説明ありましたが、何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは続きまして、令和4年度行政評価の運用結果について御報告をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、令和4年度の行政評価の取組について御報告をさせていただきます。

資料につきましては、令和4年度行政評価運用結果概要報告という資料を御覧いただきたいと思っております。内容が多くなっておりますので、ポイントを絞って御説明申し上げます。

まず資料の1ページ目、令和4年度の行政評価運用結果概要報告でございますが、本市では自治体経営における基礎的な考え方や視点として行政評価システムを活用しているところでございます。（1）に掲げる四つの目的の下、（2）の三つの視点をもって行政評価を行っているということをまとめさせていただいております。

次に（3）でございますが、本市では総合計画に行政評価を導入しており、総合計画に掲げる各施策や基本事業に成果指標と目標値を定め、その推移により達成度が把握できるようにしているということをまとめさせていただいております。

次に、（4）内部評価委員会でございます。事務事業の進捗を評価するため、毎年度所管課による自己評価を行っておりますが、これに加え、市の課長職で組織する内部評価委

員会による評価も実施をしているところでございます。令和4年度につきましては、2ページの表のとおり、18事業について評価を行ったというものでございます。

次に、(5)でございます。外部評価委員会でございます。外部評価につきましては、第三者の視点で事務事業の評価を行うことにより、行政資源の有効活用と職員の意識改革を図ることを目的として実施をしているところでございます。委員会につきましては有識者、そして市民委員から構成しておりまして、令和4年度については10事業について評価を行ったというものでございます。

次に、内部評価、外部評価の評価結果について簡単に御説明を申し上げたいと思います。

まず内部評価についてでございますが、廃止を検討してはどうかという評価を受けた事業が1事業ございますので、ページが飛びますが11ページ目を御覧いただけますでしょうか。

この表でございますが、左から通し番号、そして事務事業の名称、所管課名、事業の概要、予算、そして評価結果となる評価の方向性とその詳細を表すコメントを記載しているところでございます。

11ページの表の下側、ナンバー14の太宰府特別支援学校放課後等支援事業について御説明を申し上げたいと思います。

この事業は、太宰府特別支援学校に通学する児童生徒に放課後の活動の場を提供するため、春日市、大野城市、太宰府市と共に筑紫地区4市で実施をしている事業でございます。本事業には類似した事業として児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業がございしますが、この事業が開始をされた平成25年時点では、この放課後等デイサービスを提供する事業者が筑紫地区内で3事業者しかなく、受皿の不足が見込まれましたので、このような形で事業を開始したという経過がございます。

その後、放課後等デイサービスに取り組む事業者は増加をいたしまして、令和4年6月時点で122の事業者が筑紫地区内でサービスを提供するようになるなど受皿整備が進んでおり、これと連動して本事業の利用者は大きく減少をしているという状況でございます。

このような状況を踏まえ、本事業については、一定行政としての役割を終えつつあるのではないかと考えられますので、筑紫地区他市と協議し、廃止も含めて検討してはどうかという評価が行われているというところでございます。

内部評価委員会につきましては以上でございます。

続きまして、外部評価についても簡単に御説明を申し上げたいと思います。時間も限ら

れておりますので、総務市民常任委員会所管の事業について御説明を申し上げます。

資料の23ページ目をお開きいただけますでしょうか。秘書広報課所管の広報広聴事務事業でございます。

こちらの表でございますが、23ページの上から順に、事務事業の名称、所管課名、そして外部評価委員会からの評価結果、そして具体的な改善要望事項を記載しているところでございます。そして、ページが飛んで恐縮でございますが、25ページ目には委員会からの評価を受けて今後どのように対応していくのかという所管課における検討の方針をまとめさせていただいております。

それでは広報広聴事務事業の概要について説明させていただきたいと思っておりますので、ページを戻っていただいて、23ページ目を御覧いただけますでしょうか。

この事業は、行政情報の積極的な提供を行うとともに、市民からの意見を受け入れることによって市民協働のまちづくりを進める事業となっておりますが、委員会からは見直しとの評価を受けております。

改善要望事項の②でございますが、LINEを用いた情報発信の充実を検討してはどうかというもの、そして③、そして次のページの④でございますが、効果的な情報発信を行うため、ホームページの運用を工夫するとともに充実を図ってはどうかというもの、こういった意見が委員会からはなされているというところでございます。

これらの提言を受けての所管課の検討方針でございますが、25ページ目に記載をしておりますとおり、提言内容を踏まえながら実現可能性も含めて検討や調査研究を行っていくということにしております。

続きまして、26ページ目を御覧いただけますでしょうか。総務課所管の「つくしちゃん」積極活用事業でございます。

事業名称のとおり、市のイメージアップ等を図るためマスコットキャラクター「つくしちゃん」を積極的に活用する事業となっておりますが、委員会からは見直しとの評価を受けているものでございます。

改善項目の①といたしまして、そもそも現状の「つくしちゃん」の認知度を把握する必要があるのではないかとということ、そして②では、「つくしちゃん」の活動実績をホームページで周知すべきではないか等の提言を受けておりますので、28ページ目に記載をしておりますとおり、提言内容を踏まえて検討、調査研究を進めることとしております。

今御説明申し上げました2事業を除いた8事業については、文教福祉常任委員会及び建

設環境常任委員会所管の事業となりますので、各所管からそれぞれの所管委員会に報告をさせていただくようにしております。

説明は以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 総務に関するところについても説明ありましたが、御質問がある方はお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 続きまして、総合計画の策定について御説明をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、総合計画策定事業についてという資料を用いて、概要について説明をさせていただきます。

まず概要でございますが、現行の第六次総合計画が令和5年度末をもって計画期間を終えることとなりますので、以下のスケジュールにより次期総合計画を策定するというものになっております。

次に、スケジュールのイメージでございます。議会に随時報告をさせていただきながらとなりますが、計画策定作業といたしまして、まずは第六次総合計画の評価をしっかりと行い、その後、市民懇談会などにより市民の意見をしっかりと伺いながら、施策体系、重点分野の検討を進めてまいりたいと考えております。次に、市民アンケートにより市民の満足度などをしっかりと伺った上で、各施策の数値目標等を検討し、パブリックコメント、そして総合計画審議会という形で、市民、関係団体、そして有識者の意見をしっかりと伺いながら計画案をつくり上げてまいりたいと考えております。その後でございますが、12月議会に議案として提案をし、審査をいただくというスケジュールを今のところ検討しているところでございます。

このうち特に12月以降の議会関連の動きでございますけれども、こちらについては5月の臨時会後に詳細な協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、主な取組でございます。主な取組といたしまして、議員の皆様も市民から尋ねられることが多いのではないかとと思われる、市民の意見を反映するための取組について御説明を申し上げたいと思います。

まず1点目、市民懇談会でございます。幅広い世代の市民の思い描くまちづくりの姿やニーズを把握し、総合計画の施策体系や目指す姿等を検討する際の参考とすることを目的として、地域コミュニティ及び中学生を対象とした懇談会、例えばワークショップ等を開

催するものでございます。

対象者でございますが、コミュニティの懇談会につきましては、各コミュニティ運営協議会の役員さん、そしてその他の希望者の皆さんを想定しております。また、中学生の懇談会でございますが、市内の中学校に在学中の中学生の皆さんを想定しているところでございます。

内容につきましては、総合計画の概要説明ということで、そもそもの総合計画の位置づけや構成、そしてまちづくりアンケートの結果ということで、市及び地域の現状、特色等を説明したいと考えております。これに併せて人口動態の説明などを行った上で、ワークショップ等により市民の皆さんに意見をいろいろ出していただき、それを集約してまいりたいというふうに考えているところでございます。

米印の部分でございますが、日時や内容等の詳細については、各コミュニティ運営協議会及び校長会等と協議をして、調整の上決定をしていきたいと考えております。

また、このほかにも大学生をはじめ幅広い世代の市民の意見を反映する方法について、現在関係団体等と協議、検討をしているところでございます。

次に、2点目の市民アンケートでございます。市のまちづくりに関する満足度や住みよさ、定住意識などを把握し、総合計画の施策体系や目指す姿の検討、成果指標の目標設定等の参考とするため、アンケート調査を実施するというものでございます。

対象者につきましては、18歳以上の市民3,000人、実施時期については令和5年6月から7月頃を予定しているというものでございます。

またこのほかにも、スケジュールには記載をしておりますが、パブリックコメント等により市民の意見をいただくことも当然予定しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問ある方は挙手お願いいたします。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） ワークショップなりコミュニティ懇談会ですけど、市内の中学校と、いきなり大学生があるんですが、高校生はないんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、八尋副委員長がおっしゃいました大学生とともに高校生等も検討しており、市の取組について今、近隣の高等学校に投げかけをさせていただいているところでございます。ただ、高校、大学につきましては、新学期になって入学者

が確定しないことにはちょっと来年度の体制がなかなか測りづらいところがあるということでございましたので、今、市としてこういうことをやりたいという提案をさせていただいて、最終的には年度が変わった段階で御判断をいただきたいなと考えているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方はないですか。

私からちょっと1点だけ。以前、総合計画というのは5年計画で回っていて、あるとき首長の選挙、市の施策といいますか、そのときの首長の方針に沿うようにということで年数が変わってきたかと思うんですけども、そのときに新体制で新首長の下で動かれるときに、例年の総合計画の更新と違うやり方といいますか、これまでもパブリックコメントを開いたりする中で、やっぱり大きく転換というか内容というのは見直しがされたりされるものだろうと思うんですけど、そうなったときの今までと違うこの工程というのを考えられておるんですか。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 工程といいますかスケジュールについては、それほど大きく変わることはないというふうに考えておりますけれども、やはり、首長が変わったからという点もあろうかと思っておりますけれども、筑紫野市のそもそものこれまでの基本構想であります、人と自然と街が共生するまちという大きな根底の部分は恐らく今回も変わらないのではないかとこのように考えておりますが、一方で、ここ4年ずっとコロナ禍の中で、市民の皆さんも様々な生活様式が変わった部分等あろうかと思っておりますので、自然と街と人との共生というベースはしっかり押さえながらも、今の実態に即した計画の在り方、中身というものを検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

そのため、ちょっと幅広く市民の皆さんの御意見を拾えるような施策、若者向けの御意見をいただく場というものも今回新たに設けさせていただいているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 分かりました。

八尋委員、どうぞ。

○副委員長（八尋一男君） 今、委員長が言われたんですけど、4年では事業を何か大きな事業をやろうと思うと、4年ではできないと思うんですね。やっぱり10年計画ぐらいの計画が、長期的な計画があって、その中で4年間のこの総合計画に落としているんですよというようなこととか、それからマスタープランがたしか15年計画か20年計画かな、何かありますよね。だからマスタープランがあって、そして10年計画があって、そして総合

計画というような形で、大きな方向性というかそういうことがあって、4年間の総合計画があるべきじゃないかと思うんですね。だから、4年間の総合計画、それありきで進めると、将来的にどう行くんだろかなというのがやっぱり市民としては非常に気になるところではないかなと思いますので、その辺を踏まえて御検討いただきたいなと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今いただきました御意見などもしっかり踏まえて、筑紫野市にとって最も最適な形で計画策定作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 僕さっきちょっと途中だったんですけど、別に質問とかじゃないんですけど、僕も自分自身でRESASとか社人研とかいろんなのを見て勉強する中で、やっぱり大きい計画というのは、長期的に10年後、20年後を見る中の、元に戻してじゃあ4年という計画をつくる時に、明らかにもう数字が違うんですね。なので、前、総合計画の第五次かかるときに、策定した後に、あのときは委員会を立ち上げていろいろ協議する中で、その後もその目標数値について様々な意見が出たと思うんですね。

さっき言われましたように、この数年でも大きく生活が変わったり、本当に目標を持っている数値が本当にそこに目標を持つべき数値なのかとかいうことも踏まえて、やっぱり今の生活とか今の状態により近い形での計画ができるべきだろうと思うので、そういうふうに前回に増しているいろんな方の意見が吸い上げられるような計画であってほしいなというふうに思いました。

以上です。

○企画政策課長（中尾泰明君） ありがとうございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに何か。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 前回の総合計画策定の際に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、あれとセットになっていたというか、もう出来上がったものにはセットになっていたんですけど、今回のこの中にはそのまち・ひと・しごと創生については書かれてないんですけども、それこそ、ちょっとこれは大きなスパンで考える、ちょっと長いスパンで考えるものかなと思っていたので、これはどうなるんですかね、まち・ひと・しごと創生は。これこそ市の根幹かなという気が。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

その前段といたしまして、今回総合計画、新たな総合計画の策定させていただくこととなりますけれども、当然総合計画の中には今後市が取り組むべき施策を全て網羅的に掲げることとなっておりますので、総合計画をベースとしてまち・ひと・しごと総合戦略、並行して策定していくことになろうかと考えております。

一方で、現在の国の動きといたしましては、デジタル田園都市国家構想などを受けまして、例えばまち・ひと・しごと創生総合戦略の名前を変えないといけないとか、細部にわたっていろいろ国のほうから要求が出てきておりますので、その辺りを総合的に踏まえて、総合計画はしっかり作りつつ、その総合計画をベースとした新しい総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略という名称にできるかどうかというところはありますけれども、総合戦略のほうも総合計画と並行してしっかりと作り上げてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これ、普通、商工観光計画等20年計画とかいろんな形のスパンでやったんだけど、なかなかそういう総合計画でも、前のときは5年計画でやっておったけども、やっぱり首長が変わったときは首長の思いが入ってくるものだから、首長は5年単位で選挙するわけじゃないし4年単位でしよるもんやから、4年単位で総合計画をつくるという、えらく中途半端な短い形になってきた。本当に、しかし長いスパンの中でこれを途中で見直したりせずに、ただもう計画つくったというだけのことであったらと思うんですね。

だから、10年、20年で筑紫野市どうあるべきかという形はつくっていくけど、首長が変わればそこで途中でやり替えになってくるものだから、これはやっぱりちょっと何とも議会からするのが難しいところで、首長の思いがそこに入ってくるものだからね。じゃあその中で、5本の中でも政策の中でのがばっと集まったこれを二つぐらい割ったほうがいいんじゃないかという議論もいろいろしたんだけど、いやこれだけやりますよという形で押し切られてしまったという経過があるので、どうせこれは議会にかかってきますから、議会の中でしっかりと議論して行ってやっていった方がいいかなと、そう思いますがね。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、横尾委員から御意見いただきましたけれども、計画

というものは、長期的なビジョンを示すという側面もございますが、一方ではやはり短期的、中期的にしっかりと施策を推進していくという側面も持っておりますので、どちらに重きを置くのかというのは非常に難しいところなのかなというふうに私自身も思っております。

ただ一方、現在の全国的な流れといたしまして、特に民間企業につきましては、大手のところでも大体3年ぐらいの中期経営計画をベースに組織を運営されているところが多くなっておりますので、実効性というものはやはり欠かすことができない要素の一つなのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 特に首長が替わって、日本一住みやすいまちづくりか何かキャッチフレーズにしてあるので、何かそれをどういう反映してこの総合計画に反映されるかというところが一つのポイントやろうから、皆さん方の腕の見せどころというか、策定の内容が非常に難しいのかなとは気がするけど、楽しみにして待っています。選挙が終わって話すようなことですけどね。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっきの、まち・ひと・しごとにこだわるようだけど、総合計画を考えながら、その中から重点的なものをまち・ひと・しごと創生にしますということで、前回の第五次のときはそうだったんですね。結局総合計画の中にあるやつを重点的にやるという、何かすごく矮小化されたような気がしていて、私はどちらかという、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのはもうちょっと大きなもので、本当は総合計画、誰が首長になろうが、このまちの住民の幸せとか、このまちを持続させるためのベーシックなものというのは全然変わらないと思うんですよ。どうしたらこのまちがこのまま存続できるのかというところは変わらないと思う。ここに住んでいる人の幸せもほとんど変わらないと思うんですよ、誰になろうが、そこに住んでいる限り。

だから、そういったものが本当はまち・ひと・しごと、まちづくりと人づくりと仕事づくり、これが大きな戦略じゃないかな、戦略というか今持つべきものではないかなと思って、その中の総合計画は一つ一つの事業を展開するためにある計画というような理解をしていたのに、何か総合計画の中のこれとこれとこれが大事やから、それがまち・ひと・しごとなんだというのはちょっと違うかなと思って。

だから、次つくるときは、どちらかという大きな枠組みでこのまちの在り方を考えるのが総合戦略で、それを具体化していくための総合計画で、その下にいろんな諸計画がぶら下がっていくというふうなイメージでやったほうがいいんじゃないかなと思っていたんですよね。

これは意見です。

○委員長（波多江祐介君） 頑張ってください。

○委員（横尾秋洋君） 中尾課長がこのままでそのままずっと続ければ、やるかもしれんけど、人事異動で替わればね。

○委員（辻本美恵子君） さっき横尾委員が言われたように、前のときも委員会、総合計画の委員会を立ち上げたけど、本当はもう同時並行ぐらいに、あれはもうほぼ原案ができてからの委員会みたいな感じだったけど、そうじゃなくて、議会は議会として、このまちがどうあればいいのかという委員会みたいなもの、特別委員会を本当は持つべきではないかな。

例えば先進事例でいえば、高山とかあっちのほうの何か、名前忘れたけれども、先に、執行部がつくったのよりも、同じように議会が議会として市民の代表、市民の声を集めた感じで計画を立てていって、総合計画とばんばんばんとやっていくようなイメージだよ。何かそういうのが議会としてできればいいかなと思って。これも次の期の話だけど。

○委員（横尾秋洋君） 96条の2項やけんね。

○委員（辻本美恵子君） ね、ありますものね。

○委員長（波多江祐介君） それでは、企画政策課についての報告は以上で終わりになります。

入替えのために休憩いたします。

休憩 午後4時48分

再開 午後4時51分

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

審査の途中ではありますが、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りをいたします。

所管事務調査の報告を受けるために、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間の延長をすることに決しました。

それでは、所管事務調査、会計年度任用職員制度について、説明に職員の方が入れ替わっておられますので、部長のほうから御紹介も併せてお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） それでは、所管事務調査、会計年度任用職員制度について御説明差し上げます職員を御紹介いたします。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） 行政管理担当係長の吉田でございます。

○行政管理担当係長（吉田浩隆君） 吉田です。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（波多江祐介君） それでは、説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、会計年度任用職員制度につきまして御説明をさせていただきます。

まず、お配りしております資料を御覧ください。ホッチキス留めで2枚、1枚が表紙で中身は1枚というものになります。この資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の再任用についての方針というところでございます。

会計年度任用職員の再度の任用に関しましては、筑紫野市会計年度任用職員の任用等に関する規則に、再度の任用の要件を規定させていただいております。具体的には、まず1点目、勤務実績等に基づき能力の実証の結果が良好であること、2点目、懲戒処分を受けていないこと、そして3点目、採用試験によらず任用することができる再度の任用は2回を限度とすること、以上3点を規定させていただいているところでございます。

再度の任用を2回行った場合につきましては、原則公募による採用試験を実施という形で、取扱いをさせていただいているところでございます。この取扱いにつきましては、令和2年度の会計年度任用職員制度への移行時に、平等な取扱いや成績主義を原則とする中で、国から示された内容に沿いまして再度の任用の要件として規定をさせていただいているものでございます。

続いて、非正規雇用の職員の処遇の改善の取組について御説明をいたします。

まず1点目でございますが、市の職員の給与の改定に伴う給与の引上げでございます。市の職員の給与の改定につきましては、昨年12月の議会におきまして御可決いただいたとおりで、給与の改定を実施させていただいておりますが、会計年度任用職員の給与につきましても、この内容に即しまして令和5年度より改定をさせていただくものとしております。

代表的な例を掲載させていただいておりますが、事務補助の職員では時給922円から947円に、日額で7,147円から7,343円にそれぞれ引上げを行うものでございます。また、週5日勤務のフルタイム職員またはパートタイム月額職員の職員につきましては、月額で2,332円から4,240円の引上げを行うものとしておるところでございます。

次に2点目の、人材確保及び近隣自治体等とのバランスを踏まえた給与の見直しの取組でございますが、まず今年度の取組といたしまして、市立保育所等に勤務する方々の給与の見直しを実施させていただいております。月額で3,604円から5,194円の引上げを行ったところでございます。

それから、令和5年度に向けての取組でございますが、主に健康福祉分野の専門職として勤務されている方々の給与の見直しを予定しております。月額で6,360円から1万4,775円程度の引上げを行いたいと考えているところでございます。

今後につきましても、市の職員の給与の改定の状況や人材確保の観点、近隣自治体とのバランス等を踏まえて、必要に応じ給与の見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。

所管事務調査です。何か御質問がある方は挙手をお願いします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） ②番の人材の確保及び近隣自治体とのバランスを踏まえた給与見直しということで、保育士の待遇改善されているんですが、この引上げによって、福岡市並みにはならないと思うんですけど、周辺5市、春日市が若干たしか前に聞いたとき待遇がいいという話だったんですけど、それぐらい並みになったのかということをちょっと1点お尋ねしたいのと、専門職8種というのは何を指すのかということのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず保育士の件でございます。保育所で働く保育士さんたちの給与の引上げの結果でございますが、段下委員がおっしゃられたとおりで春日市が一番高い状況ではございます、筑紫地区の中で。福岡市が飛び抜けて高い中で、春日市においては今、福岡市を見たところでの金額の設定をしておるところでございます。

その中で今回、筑紫野市で勤務される方々の引上げを行った結果でございますが、筑紫地区5市中の大体3番目ぐらいという、春日市、那珂川市がやはり福岡市に近いというところで少し高めではございますが、太宰府市、大野城市よりかは若干高めの金額の設定をさせていただいたというところでございます。

それから、次の専門職8種という部分でございますが、具体的に8種申し上げてよろしいでしょうか。まず、家庭児童相談員の方、それから、こども療育相談員の職員の方、それから、生活福祉課の障害福祉の障害者支援の相談員の方、それから、これは博物館勤務になりますが学芸員の方、続いて、健康推進課の管理栄養士、それから、高齢者支援課に勤務する包括支援センターの業務支援の方、それから、介護保険の認定調査員、それから介護保険の適正化の職員というところの8種類の職員について、引上げをさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに御質問のある方はお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ちょっと見ながらでいいですかね。この間の新聞に、非正規公務員に勤勉手当もという記事が載っていたんですね。政府は3日の閣議で、自治体で働く非正規公務員、会計年度任用職員のボーナスを拡充する地方自治法改正案を決定した。期末手当に加えて2024年度から勤勉手当も支給できるようにする。処遇向上が狙いで、地方議会に関する規定も見直し……、この辺はいいんですけど、会計年度任用職員は20年4月時点で全国262万人、現行法ではうち約55万人を占めるパートタイムに勤勉手当を支給する規定がないため新たに法案で追加するということで、こういうものが決まれば、当然に国の流れから地方のほうにも下りてきて、2024年からは勤勉手当が支給されるというふうに理解しとっていいんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 辻本委員おっしゃるとおりでございます、ただいま、先週

ですが、地方自治法の改正案というところで、会計年度任用職員に勤勉手当を支払うことができる規定を地方自治法の中に設けようという閣議決定がされております。今度の国会で議論がされて法案が成立すれば、当然ながら地方自治体それぞれで検討することになるかと思いますが、他市の動向等も踏まえたところで、支給することについては前向きに検討をしなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今の課長の確認すると、国で決まったとしても、近隣の状況見ながら、いつからとかいうのは、24年からすぐではないかもしれないというところなんですか。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 現段階でまだ法案が成立しておりませんので、限定的な情報でしかまだ私どもは把握しておりません。その法案の趣旨、それから国が示す中身というところをしっかりと確認をした上で適切に対応を取らせていただきたいというものでございますので、払うかどうか分かりませんということではなくて、しっかりとその趣旨を理解して把握したところで、適切に対応取っていききたいという考えでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

執行部の方が退席されますので、一旦休憩いたします。ありがとうございました。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 5 時01分

再開 午後 5 時02分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の審査は終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の総務市民常任委員会は9日の午前10時から開催いたします。

ありがとうございました。これで本日の議事は終了します。お疲れさまでした。ありが

とうございました。

閉会 午後 5 時03分